

2023年度（令和5年度）



一般社団法人 秋田県助産師会 通常総会



日時：令和5（2023）年6月10日（土）10:00～

場所：遊学舎 研修室4

議長：




議事録署名人：（ ）・（ ）

総会員数83名 参加者 名+委任状 名= 名

総会員数の(/ 83) 70% 56名参加で可

定款 第16条に基づき、総会員数2/3以上の議決権を有しているため総会は成立

令和元5年度(2023年度) 総会目次

報告事項	
1) 令和4年度(2022年度) 事業報告	
1) 令和4年度(2022年度) 秋田県助産師会 通常総会	P4
2) 令和4年度(2022年度) 理事会	P5
3) 地区活動 報告	P8
4) 各地区 所有物品 一覧	P8
5) 都道府県助産師会 代表者会議	P9
6) 北海道・東北地区懇談会	P32
7) 各委員会等の活動 報告	
(1) 子育て女性健康支援センター事業	P36
(2) 災害対策委員会	P37
(3) 教育委員会	P38
(4) いいの産の日	P40
(5) 北海道・東北地区研修会実行委員会	P41
8) 関係団体との活動状況	P49
2) 会員の動向 表彰	P50
審議事項	
3) 令和4年度(2022年度)決算報告および会計 監査報告	P52
報告事項	
4) 令和5年度(2023年度) 事業計画	P53
5) 令和5年度(2023年度) 予算	P54
6) 令和5年度(2023年度) 理事改選 結果報告	P55
 一般社団法人 秋田県助産師会 定款	P56
 一般社団法人 秋田県助産師会 細則	P63
 各委員会 規約等	P65

本部からの祝辞

報告事項

1. 令和4年度(2022年度) 事業報告

1) 令和4年度(2022年度) 一般社団法人 秋田県助産師会 通常総会

令和4年度(2022年度) 一般社団法人 秋田県助産師会 通常総会 議事録			
日時	令和4年6月18日(土) 10:00~10:50		
場所	遊学舎 研修室4 *ZOOM		
出席19名	会場14名+zoom5人	委任状46名	出席+委任状=65名(会員83名中)
議長	中川郁子	議事録署名人	佐藤奈都子 柴田博美
・会長挨拶			
報告事項			
★定款 第16条に基づき総会員数2/3以上の議決権を有しているため総会成立			
1. 令和3年度(2021年度) 事業報告			
1) 令和3年度 秋田県助産師会 通常総会			
2) 令和3年度 理事会			
3) 地区活動報告			
4) 各地区 所有物 一覧: 保有物品の確認、古くなるもの更新し購入計画する。			
5) 都道府県助産師会 代表者会議			
6) 北海道・東北地区懇談会			
7) 各委員会活動 報告			
(1) 子育て女性健康支援センター事業			
(2) 災害対策委員会			
8) 関係者団体との活動状況			
2. 会員動向 現在83名 県北14名 中央地区 38名 県南地区 31名			
表彰 令和3年度 秋田県看護功労賞 貝田佐恵子 中村幸恵			
令和3年度 日本助産師会 会長表彰 菅原光子			
永年活動感謝状 牧 緑			
審議事項			
3. 令和3年度 決算報告書及び会計監査報告 ※決算書ならびに予算書は会員各位に郵送			
報告事項			
4. 令和4年度 事業計画(ZOOM契約継続して会議・研修会で活用)			
・いいお産の日 県北 担当			
・組織強化: 組織率30% 秋田は現在より14名増加目指す			
・各市町村産後ケア事業 現在6市町村と契約 今後の契約 料金増額など検討			
・2023年 役員改選の年度 会員からの立候補・推薦について			
・その他: 各自 日本助産師会 会員マイページの登録・更新の周知			
5. 令和4年度 予算 承認			
・一般社団法人 秋田県助産師会 定款			
・一般社団法人 秋田県助産師会 細則			
・各委員会 規約等			
令和4年度 一般社団法人秋田県助産師会 通常総会の議事録が総会の 内容と一致していることを認めます。			
		議事録署名	佐藤奈都子 柴田博美
			・印 印

2) 令和4年度(2022年度) 理事会

❖ 第1回 理事会 報告

令和4年度(2022) 秋田県助産師会 第1回 理事会	
日時	令和4年(2022)6月18日(土) 11:30~12:00
場所	遊学舎 研修室4
出席者	宮野はるみ 高橋真樹子 堀井雅美 古田由美子 成田和佳子 細谷由美子 柴田博美 谷口久美子 宮城智恵子 赤平敏子 猿田了子
1. 報告事項 *別資料参照	
1) 日本助産師会	
(1) 日本助産師会 HPの確認と会員マイページの登録 ・各自マイページを確認し、氏名、住所、勤務先など、変更があれば更新すること	
(2) 不妊症・不育症ピアサポーター等の養成研修 *	
2. 協議事項	
1) 各市町村の産後ケア事業について ・次年度の契約に向けて料金を今年度と同じくするか変更するか、各市町村の予算の関係もあり早めに検討してほしい	
2) 令和4年度 会員の表彰候補者の推薦を各地区で検討 ・令和4年度 環境・保健事業功労者 表彰 ・各地区で推薦者を会長までメールで知らせる 7/7まで会長あてに連絡を	
3) Zoomの契約は、今年度も継続	
4) 地区研修2023年度に担当県となっているため、今年度から実行委員会を立ち上げる。 会長1名、副会長2名、財務担当1名の4名 県北：成田、県南：1名(後日決定)	
5) 各委員会より	
(1) 子育て女性健康支援センター：	
① 県中央のドップラー1台だと不足(日程が重なることがある) 1万円程度のものを1台購入したい→承認得たすでに所有している分も含め、助産師会の所有物品と分かるように、名称を入れるように	
② 健康教育の報告は、校名と件数のみでよい(対象人数は不要)	
(2) 教育委員会：研修会のテーマなど、希望があれば出してほしい	
(3) 災害対策委員会：各地区委員を1名以上、地区総会で選出して会長に連絡	
(4) 安全対策委員会：	
(5) いいお産の日 記念行事：今年度は県北が担当	
6) 次期の役員選出について、各地区から立候補・推薦	
7) その他	
(1) 今年度の健康教育の予定数 県北：小(5) 中(6) 高(7) 県央：小(36) 中(14) 高(4) 県南：小(8) 中(3) 市との協賛2件	
(2) 交通費に関して ・請求期限を厳守するように請求は、自宅から各会場となる ・振り込みとなる場合、手数料を差し引いて振り込みする	
次回会議の開催予定	10月17日(日)10時~ 事業報告等

第2回 理事会 報告

令和4年度年(2022) 秋田県助産師会 第2回 理事会	
日時	令和4年10月8日(土) 10:00~12:00
場所	遊学舎 研修室 I
出席者	宮野はるみ 高橋真樹子 堀井雅美 古田由美子 赤平敏子 成田和佳子 細谷由美子 柴田博美 谷口久美子 宮城智恵子
欠席者	猿田了子
1. 報告事項	<p style="text-align: right;">*別資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 古田由美子さん:母子保健家族計画全国大会 厚生労働大臣表彰 ・ 小山田きよみさん・佐藤弘子さん:秋田県 健康・保険事業功労者表彰 <ol style="list-style-type: none"> 1) 新任地区長の紹介:県南地区長 小山田 きよみさん 2) 都道府県 代表者会議 報告 * 会員数1万人を割ってしまった 3) 北海道・東北地区代表者会議 報告 4) 各市町村の産後ケア事業について <ol style="list-style-type: none"> ① 現在、交通費込みで料金 6,000 円 市外に訪問の際、交通費がかさむ ② 来年度からは料金 7,000 円 市外の助産師が担当する場合+交通費としたい 5) 子育て・女性健康支援センター報告 * 6) 『助産師』Vol76.No4 に掲載予定の「助産師会の活度案内」の原稿 * 7) その他 <ol style="list-style-type: none"> ① 令和4年度の災害訓練:今年度より時期を変更する予定(12月に実施予定) ② 県南主催の研修会 出生前診断について 12/10 開催予定 ③ 県央のドップラー(以前から使用のもの)の不具合があり、修理を検討中
2. 協議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1) いいお産の日 記念行事(県北担当)について <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ:出産から続く子育て支援 ・ 動画は、撮影し 11/3 公開に合わせ編集作業中 ・ 事業の全体像が分かるような計画書が必要 ・ 会計より→会議費・材料費・交通費など、いつ・どこで・誰が分かる一覧を作成して欲しい 2) 会員の表彰候補者の推薦を各地区で経年的な予定表を作成して頂きたい <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定された基準と助産師会への貢献度など考慮してほしい 3) 助産師に対する苦情について <ul style="list-style-type: none"> ・ 副会長(高橋)に対応して頂き、相手の妊婦夫婦は、通常に対応に苦慮する特性を持っている人ではあるが、普段の自分の対応を振り返る機会としてほしい ・ トラブルに巻き込まれた場合は、助産師会でも支援できるように対応していく 4) 次期役員の推薦:各地区でも検討してほしい 5) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院やクリニックを退職後、訪問などの活動を行っていても開業届を出していない人がいる 個人で活動するのであれば、開業届を提出し保険にも加入して欲しい ・ 北海道・東北地区研修会の準備で生じた費用に関しては、今年度は予備費から支出する。 来年度からは、特別会計から支出する。
次回会議の開催予定	令和4年3月12日 10時~ 対面または ZOOM の開催もあり

第3回 理事会 報告

令和4年度(2022) 秋田県助産師会 第3回 理事会	
日時	令和4年3月25日(土) 10:00~12:00
場所	遊学舎 研修室4
出席者	宮野はるみ 高橋真樹子 堀井雅美 古田由美子 谷口久美子 宮城智恵子 成田和佳子 細谷由美子 小山田きよみ 猿田了子 赤平敏子
欠席者	なし
<p>1. 報告事項</p> <p>1) 都道府県助産師会 代表者会議 報告</p> <p>2) 子育て・女性健康支援センター活動について</p> <p>3) 各市町村の産後ケア事業について</p> <p>4) その他</p> <p>2. 協議事項</p> <p>(1) (2023年) 令和5年度 秋田県助産師会 通常総会 2023年6月10日(土)</p> <p>(2) (2022年) 令和4年度 事業報告</p> <p>① 会員の動向</p> <p>② 会員表彰推薦: 各地区から次年度 推薦候補選出</p> <p>③ 推薦基準の明文化: 会員歴・役員就任歴・年齢等で検討したい</p> <p>(1) (2023年) 令和5年度 事業計画</p> <p>① 事業内容</p> <p>② 予算について</p> <p>3) その他</p>	
次回会議の開催予定 6月10日(土) 11時~ 秋田県助産師会 通常総会後 第1回 理事会	

3) 令和4年度(2022年度) 地区活動報告

	月 日	場 所	内 容	人数
県北	2022年7月18日	北秋田市ふれあいプラザコムコム	2022年度(R4年度)地区総会	7名
	2022年11月3日		いいお産の日記念行事	
中央			2022年度(R4年度)地区総会	
県南	2022年7月1日	Y2プラザ	県南地区総会	
	2022年7月19日 2022年12月16日	湯沢市役所会議室	2022年度 湯沢市次世代育成支援対策地域会議湯沢市子ども・子育て会議	1名
	2022年7月21日	湯沢市文化交流センター	ママと天使の交流会：子育て支援事業への参加	1名
	2022年11月24日	湯沢市文化交流センター	ママと天使の交流会：子育て支援事業への参加	1名
	2022年12月1日	湯沢市役所会議室	保健師助産師合同研修会：里親制度について	5名
	2022年12月10日	横手交流センター y2プラザ	研修会：楽しく学ぼう 出生前診断 講 師：納富理絵先生	5名
	2023年1月13日	横手交流センター y2プラザ	研修会：プレコンセプションケアを学ぼう ～今知ってほしいこと 講 師：高橋和江先生	5名 zoom含

4) 各地区 所有物品 一覧

教材・物品		保有数			備考
		北	中央	南	
胎児ちゃん	おくるみ	2	2		手作り感のあるものもあり補修しながら使用
	袋	2	2		
胎児人形セット	3ヶ月	1	1	2	
	4ヶ月	2	1	2	
	5ヶ月	2	1	2	
	7ヶ月	1	1	2	
	8ヶ月	2	1	2	
	10ヶ月	2	2	2	
粘土胎児人形	3ヶ月	2			12個×2セット
胎児用ドップラー		2	2	2	ゼリーは並木クリニックより寄付
妊婦ジャケット			2	1	2020年度購入
模擬子宮		2	1	2	県南：1個は毛布で作成
うまれーる	はさみ		2		
	胎児変身スーツ		3		
	敷物		4		
紙芝居	紙芝居		1	1	
	スタンド		1	1	
絵本		1	1	1	「うまれてきてありがとう」CD付
テニスボール			3		
CD			1		※産声 胎児心音
パネルなどの掲示	第二性徴	1	1		※手作り
			2		※背面が全面磁石のものは重く使用していない
助産師Tシャツ黄色			不明		

5) 都道府県 助産師会 代表者会議 議事録

2022年度第1回 都道府県 助産師会代表者会議 議事録

I 日時：2022年7月27日(水) 14:30~16:31 II 方法：Web 会議

III 出席者：都道府県助産師会代表者(別紙名簿) 日本助産師会役員：

出席理事：島田真理恵、安達久美子、田口眞弓、久保絹子、永森久美子、馬目裕子、布施明美、
岡本美和子、今村理恵子、安宅満美子、小谷寿美恵、佐藤三恵子、加藤直子、郷原寛子、
入江寿美代、森伴子 欠席理事：砥石和子、鹿野恵美

出席監事：桑江喜代子、多賀佳子、柴田崇 事務局：高橋尚、金寿子

開会挨拶：コロナ感染者数が急増し課題が山積する中でも母子とその家族のケアの継続は必要。

代表者会議では日本助産師会(以下本会)の現状等報告とともに、各都道府県助産師会代表者より建設的な意見をいただきよりよい活動をしていきたい。

議題：

A 報告事項

1 行政等への要望等について 島田会長

訪問看護ステーション、助産所等小規模施設では物価高騰に伴い経費負担が大きくなっている。日本看護協会と協議の上、訪問看護関連の日本訪問看護財団、全国訪問看護事業協会と共同で厚生労働大臣および自民党厚生労働部会に要望書を提出。議員より尽力したい旨連絡もあった。先の選挙で参議院議員となった友納理緒議員やこれまでと同様に石田議員、高階議員、自見議員へも8月以降本会の活動支援をお願いすべく要望し活動をすすめていきたい。

2 各都道府県 助産師会 員組織率について 高橋事務局長

会員数は7月1日時点 9,990名で前年同期比マイナス47名。一部継続会員登録が済み、現時点での実数は前年度から横ばいで推移。組織率は全国 26.3%、今後も賛助企業会員増に努めていきたい。

3 2023年度第96回通常総会、第79回日本助産師学会について 高橋事務局長

2023年度日程は5月25日(木)~5月27日(土)を予定、会場は日本教育会館。これまで3日間開催で、1日目都道府県助産師会代表者会議、部会集会、2日目総会、3日目学会という流れであったが、コロナ禍開催方法等は流動的な状況。2022年度より都道府県助産師会代表者会議は年3回(7月、11月、3月)設定、総会と連動開催はしない方向へ。部会集会は現状未定。総会26日(金)、学会27日(土)となる。2023年度は役員選挙もあり、総会審議ならびに選挙は役員及び代議員の対面による現地開催とする。学会は27日(土)にライブ配信後オンデマンド配信を予定。予算上2022年度実施したワークショップ等はしない方向だが、見積りの検討段階、詳細は決定次第周知したい。

○追加発言) 島田会長：コロナ禍2022年度において、現地出席もしくはオンラインでの出席という形をとった。結果総会審議を諮る際、オンラインではネット環境が影響したためか、代議員出席数の確認や審議事項投票数に関し人数の誤差等不具合が生じた。公益社団法人として重要な審議事項を決定する、また2023年度は役員選挙もあり、各都道府県助産師会代表で出席した代議員が投票できないという状況は避け、議事の結果もきちんと内閣府へ報告したい。2023年度総会においては現地出席可能な代議員を選出されたい。

4 アドバンス助産師更新、産後ケア実務助産師研修修了者認定等について

(1) アドバンス助産師更新について 島田会長

開業助産師ラダーI承認制度は、日本助産評価機構による CLoCMi P®レベルⅢの認証を受けた開業助産師が、開業に必要な助産実践能力を高め、個人の目標設定を明確にすることを目的

に本会が設立した制度。地域の開業助産師は自立し活動し自身の責任下業務を実施。その基盤として日本助産評価機構の CLoCMi P®レベルⅢの実践能力を備える必要性から、認証制度と連動した。 CLoCMi P®レベルⅢの認証を得た助産師（アドバス助産師）が、5年後更新の際要件が整えば「開業助産師ラダーⅠ 承認制度」に申請可能。その後更新は原則5年毎に、 CLoCMi P®レベルⅢの更新に合わせ開業助産師ラダーⅠ承認制度も更新を継続。本制度の承認を得ることで、地域においてきちんと実践し開業助産師に必要な教育を継続して受講している助産師として公的に認められたことになる。開業助産師のためのクリニカルラダーⅠは以前提示したが、現在改訂中で一時的にホームページから削除している。もともとクリニカルラダーは「レベルⅠ」「レベルⅡ」と2段階あり、レベルⅡは地域で指導者の立場の助産師、レベルⅠは地域で活動ができている助産師。この「開業助産師ラダーⅠ 承認制度」に申請可能な対象者は、2020年から2022年度 CLoCMi P®レベルⅢを更新した助産師。申請希望者は本会ホームページから申請手続きの詳細（手引書）を確認されたい。申請に関する問い合わせは、自身の状況を踏まえ、電話でなく必ず問い合わせホームからお願いしたい。初回申請期間は2023年3月までを予定。各都道府県助産師会会員へ周知されたい。

- 追加説明）久保専務理事：2022年度日本助産評価機構アドバンス助産師申請・更新時の変更点
- ・申請時の区分の廃止。
 - ・必須研修 11 項目、ステップアップ研修 3 項目が必須研修 20 項目に変更
 - ・選択研修 150 時間（一部は 80 時間まで助産実践として計上可能）詳細はアドバンス助産師プラットフォームに掲載、確認されたい。申請開始 8 月 1 日から、各都道府県助産師会会長や施設長等は、認証制度手続き上必要な総合評価の際は協力されたい。

(2) 産後ケア実務助産師研修修了者認定等について（資料 4-1） 安達副会長

2022年度は 138 名承認。申請状況は各都道府県状況でばらつきあり。大阪府の認定者が非常に多い。引き続き各都道府県助産師会において認定申請の声掛けをされたい。該当する研修内容等に関する詳細は次年度に向け時期をみてホームページに掲載予定。審査中の 7 名は当該研修時間数の不足や提示内容との齟齬等から確認作業中。申請手続きに時間を要する旨意見があり、2023年度以降マイページ等利用し簡素化に向け検討したい。

5 国際関連報告 安達副会長

(1) ICM 世界大会について

2022年6月開催、国際委員会委員長と共に2名で参加。議題に上がった内容予算、決算、今後の事業計画等はすべて承認された。詳細は ICM ホームページを参照されたい。

(2) 「Access to safe abortion is a human right.」へ署名について

アメリカ連邦最高裁判所は6月24日、1973年女性の人工妊娠中絶に関して女性の権利と認められた「ロー対ウェイド判決」を覆す判断を示し、世界中からこれに関する異議が挙がった。ICMより加盟国へ「Access to safe abortion is a human right.」への署名が求められた。本会においても常任理事会審議し署名。他関連団体として、日本助産学会並びに日本看護協会も署名した。

6 地区研修会について 研修会のあり方について 高橋事務局長

(1) 2022年度地区研修会について

2022年度地区研修会開催の詳細を一覧で示す。各地区代表者会議に理事4名ずつ出席予定、確認をされたい。東海北陸地区と近畿地区の開催日程重複のため代表者会議の日程を調整。

(2) 「公益社団法人本会地区研修会要綱」内容の改訂について

各地区で意見を募り検討、方針を決定していく中間の段階にあるが、寄せられた意見を踏まえ一部改訂。

- ・ 1. 目的：「また、本会の理事会や委員会等の決定事項が確実に伝達できるようにすること、**地区における課題共有の場にしていけることが望ましい。**」追記。
- ・ 2. 研修会の概要：研修会を本会および「開催地区との共催」とし、企画・運営については「担当県を中心とし担当地区が行う」とした。
- ・ 3. 開催回数及び期間：「期間2日程度」を「**1~2日程度**」とした。
- ・ 5. 研修会内容：地区研修会における部会集会において、本会三部会との連携が不十分である等意見が出され、連携をとるためにも「地区理事および部会長が中心となり開催方法を決定する」を追記した。
変更内容は第3回理事会において承認されたため、整い次第提示したい。
「地区研修会のあり方」について各地区で出された意見を資料（資料 6-2）で提示、参照の上各地区の状況に合わせ今後の開催方法を検討されたい。

7 その他

(1) 2022年度 研修会年間計画表（資料 7-1）安達副会長

2022年度の研修会は NCPR や J-CIMELS 等対面でできない研修以外は、オンデマンドを中心に実施予定。今年度より大きく変更した点は2点。1点目、研修の組み立てをコアコンピテンシーの4領域の項目に沿って構成、研修内容は教育委員会で検討中。2点目、1年間を3期に区切り配信、2023年度も同様の期間とする。ライブ配信による研修は日程を提示、チラシなど参照し周知されたい。

(2) 不妊症・不育症におけるピアサポーター等の養成研修について（資料 7-2①②）安達副会長

2021年度事業受諾の宮城県、埼玉県、神奈川県、岐阜県、滋賀県、広島県、宮崎県助産師会の方々には尽力に感謝。詳細は機関誌8月号に報告、参照されたい。

2022年度事業は、宮城県、神奈川県、静岡県、岐阜県、広島県、福岡県助産師会に委託。各地区においても協力されたい。委託業務内容は資料参照。プログラムは「ピアサポーター養成プログラム」、「医療従事者プログラム」とあり、昨年度実施アンケート調査結果等を踏まえ内容変更あり。既に受講開始となっており、早期申し込みを。資料で、7月19日現在の参加者登録数の分布を示す。東京は人口が多いのも影響するが、各都道府県でばらつきあり。登録状況を参考に会員や周囲の医療機関へ参加の声掛けをお願いしたい。2021年度同様、医療従事者に比べ、ピアサポーター参加者が少ないが、社会全体で取り組むべき問題であり、当事者経者だけでなく、一般企業や行政等から広く参加を促し不育症不妊症に関する知識や関心を高めてほしい。一般企業として日本航空の取り組みについて講話を予定しており、企業や行政にも周知されたい。チラシやSNS等利用しながら周知をすすめている。ライブ配信のコンテンツで、委託先助産師会や地区助産師会を中心にファシリテータ担当者を募集、不足の場合は必要に応じ各都道府県助産師会に依頼、その際は協力されたい。

A3のポスター必要な場合は事務局まで問い合わせを。

(3) 子どものための包括的性教育実践助産師育成事業研修について（資料 7-2③）安達副会長紹介動画の視聴（内容）

- ① 助産師向け研修対象者：助産師免許を有し、これまで性教育の経験がない、または経験が少ない方、今後新たに地域において包括的性教育を実践したいと考えている方。
- ② 研修概要
 - ・ 研修期間：2022年8月下旬～2023年2月（予定）
 - ・ 研修時間、方法：20時間、オンデマンド配信による動画視聴およびWEBでのオンラインLIVE研修（模擬授業の実施）
 - ・ 参加費：6,000円（本研修会は日本財団からの助成金及び参加費で運営）

- ・ 募集人数：500名（予定）※定員に達し次第締め切り
- ・ 参加申し込み（予定）：本会会員は7月下旬頃～、非会員は8月下旬頃～
- ・ 研修の構成と配信方法：「知識編」「実践編」の2部構成、動画（1週間に1テーマずつ配信）。知識編は1テーマにつき約15分の動画3本から構成、動画1本視聴ごとにテスト実施。実践編は講義・実践の様子の視聴とLIVE配信による模擬事業の実施。模擬授業はグループに分かれ一人10分で実践。
- ・ 【知識編】研修内容（テーマ）：「包括的性教育概論」「人間関係の理解」「セクシュアリティと性的行動に影響する考え方」「ジェンダーの理解」「人生はじめての時期の性」「思春期の心と身体」「親密なパートナーからの暴力と安全確保」「ピアプレッシャーと意思決定」「コミュニケーションスキルとメディアリテラシー」「思春期の健康課題と対応」。講師：浅井春夫氏、佐保美奈子氏、鈴木康江氏、山田加奈子氏、高知恵氏、中塚幹也氏、角南なおみ氏、鈴木俊治氏、鈴木琴子氏
- ・ 【実践編】研修内容及び講師：「性教育実践を行うためのポイントと留意点（山田美由貴氏）」「効果的な教材作成とプレゼンテーション（保崎則雄氏）」「性教育の実際：未就学児（田中美佳氏）、小学生（黒澤真澄氏）、中・高生（草野祐香利氏）、教員・保護者（安宅満美子氏）」「月経教育（佐保美奈子氏）」
国際セクシュアリティガイドランスを翻訳した浅井春夫氏を講師に迎え充実した研修となる。
会員向け非会員より1ヶ月早く7月25日から参加者募集が開始、27日時点で申し込み220名、LINE登録は708名。定員500名で、早期定員に達する見込み。興味や関心がある方は早期申し込みを。

(4) 訪問看護ステーション事業について（資料7-3）安宅保健指導部長

2022年4月1日関東信越厚生局、6月13日内閣府より認定を受け、7月1日開設。施設周知及び連携に繋げるため、周辺の保健所・保健センターや医療機関（産科、NICU、地域連携室等有する）へ挨拶回りを実施。7月21日現在、近隣区保健所より相談依頼1件あり対象者を交え話し合いの予定。今後も、広報、挨拶しつつ事業展開していく。

(5) 安全対策小委員会より（資料7-4）馬日常任理事

2021年度下半期（6月～12月）の各都道府県助産師会におけるインシデント・アクシデント報告システム運用状況及び集計結果報告。内容は機関誌8月号に掲載、確認されたい。11か所で運用開始され、集計表提出は4か所からあった。インシデント・アクシデント発生場所等は保健所等公的施設（1.3%）及び産後ケア施設「14.5%」に関連する業務が多い。対象者は母親20件（21.4%）、児（6.0%）、家族（2.4%）。その他（67.5%）。発生場面は発生場所と同様の結果。事象概要は「対象者の誤認」5件、コロナ禍の要因か「感染対策不備」4件の報告があった。事象概要でも「その他61件（73.5%）」が圧倒的に多い。事象レベルは、ほとんど対象者に影響のないレベル「2」以下だが、「3b」1件報告あり。これは、対象者に身体的不利益がる事例ではなく、学生の実習日程の誤認で実習ができなかったことを重く受け止め報告されたもの。各項目で「その他」の回答が多く、今後内容の詳細が明確化されるよう調査システム改善を検討していきたい。2022年1月～6月の期間について集計中、結果は追って報告したい。今後会員マイページにも掲載するので、活用されたい。安全対策小委員会でも警鐘的意味合いの高い事例は会員への注意喚起に活用していきたい。引き続きインシデント・アクシデントシステム運用に協力されたい。

B 質疑応答・意見交換

・インシデント・アクシデント報告書について

- 質疑) 緒方（大阪府）：インシデント・アクシデント報告書に関して、11か所が運用、4か所結果報告とあるが、どう受け止めるか。結果報告数が4か所と少ない。

→久保専務理事：運用開始後集計報告の依頼し、回答があった都道府県 26 か所での集計結果。

○ 質疑) 緒方 (大阪府)：回答の 26 か所は「運用を実施している」と理解してよいか。

→運用実施ではなく、運用開始の有無に関して回答があった都道府県数。

○ 質疑) 緒方 (大阪府)：大阪府助産師会では、議論を重ねシステム運用を開始。本会での実施目的は何か、件数だけの報告でよいのか、将来的な構想はあるか。

→久保専務理事：施設では当然のごとくインシデント・アクシデント報告は活用しているが、地域ではまだ対応不足のところもあるため、地域において報告を挙げるということを第一目標としている。報告を挙げることで原因究明や再発防止に向けた取り組みに繋げるため、インシデント・アクシデント報告システムを構築、活用すべく開始。

○ 質疑) 緒方 (大阪府) 今後は報告内容に対し各都道府県助産師会へ周知し対策をとっていくことでよいか。

→久保専務理事：各都道府県助産師会で安全対策の取り組み方の状況が違うが、システムを運用し報告を挙げることで、取り組み方の周知や報告結果から現状を把握し、対応方法等共に考えていけたら良い。機関誌 8 月号にインシデント・アクシデント報告集計結果を掲載しているのので、参照されたい。

・2023 年度 総会学会について

○ 質疑) 武田 (千葉県)：現時点流動的と 5 月 25 日の代表者会議、部会集会はなしとしてよいか。

→高橋事務局長：5 月 25 日は「なし」の方向。

○ 質疑) 島田会長：代表者会議はしないが、3 部会が集会設定の可能性はあるのでは。

→高橋事務局長 (回答修正)：3 部会は可能性もあり流動的と捉えてほしい。

○ 意見) 武田 (千葉県)：部会集会は開催した方がよいと思う。・インシデント・アクシデント報告について

○ 意見・質疑) 岡本 (神奈川県)：インシデント・アクシデント報告の発生場所、場面も産後ケア関係が多く、また産後ケアでも宿泊型が多い。産後ケアが全国的に推進される中、実施また新たに開始するにあたり安心・安全の観点から本会において研修等強化する必要がある。その他の詳細がわかれば知りたい。

→馬日常任理事：都道府県の集計では詳細な事実があるようだ。現時点の自動集計システムでは詳細を拾えないため、今後詳細内容が反映可能となるよう集計方法を検討したい。その中から注意喚起や研修内容に反映できるようにしていきたい。

・地区研修会について

○ 質疑) 伊藤 (静岡県)：開催期間は 1 日でも 2 日でもよいか、部会集会は本会と連携しながら実施するということか。

→高橋事務局長：開催期間は地区で決定可能。部会集会は本会と連絡を取り合いテーマや内容を決定されたい。

○ 質疑) 伊藤 (静岡県)：これまで担当県がすべて担当しているが、地区全体で検討し担当県が中心にすすめる方向か。

→高橋事務局長：地区で担当でも中心となる担当県は持ち回り等で決められると思われる。地区と本会が連携しつつ担当県が中心となり進めていただきたい。

○ 質疑) 伊藤 (静岡県)：対面やオンライン等、開催方法についてはどうか。

→高橋事務局長：開催方法も地区で決定されたい。

○ 質疑) 佐藤 (福岡県)：あり方について、地区研修会をするか否か、する場合どのような方法とするのか 1 年間かけて検討との認識であったが、理事会ではいままで通り続けるという前提での決定をされたのか。

→高橋事務局長：今年度中に各地区で方向性を決定することに変わりはない。ただ、中間の段階で各都道府県から得た意見を一度反映し、要綱を一部変更、理事会承認を得た。これで決定ということではない。開催の場合日程は 1 日か 2 日でよい、開催時の助成金は今までと同金額。あり方や方向性は今年度いっぱい検討し決めていただきたい。

○ 質疑) 佐藤 (福岡県)：まったく開催しないということもありか。

→高橋事務局長：これまでの意見の中で「対面で会う機会もあるほうがよい」等の意見もあり、まっ

たたくなくしてしまうという方向性はあまりないという認識。地区で「やらない」と決定することもあり得るためそれを否定するものではない。

→島田会長：森地区理事から福岡県の意見は報告され承知している。今後地区で検討、企画に関しても流動的で各地区に任せる方向でよいのでは、と理事会でもそのような流れ。まだ決定ではない。現段階で各都道府県から出された意見をまとめると提示した要綱内容となる。

○意見)佐藤(福岡県)：最初の説明で「ありき」前提で話し合われたかと認識し質問。まだ流動的なことがあると捉えてよいとのことで福岡県理事会へ伝えたい。島田会長：まだ決定ではない、今年度の中で検討していく。2023年度までは通常通り、2024年度からは意見を反映し決定する基本的な方針に変わりはない。

○質疑)加藤(岐阜県・東海北陸地区理事)：研修会で以前、クロックミップの内容を必ず入れて欲しい等本会からの意向があったが現在もあるか方針を確認したい。

→島田会長：要綱の目的に記載の通りであり、そちらを確認されたい。

【意見交換】

・ペーパーレス化について

○質疑)牧岡(埼玉県)：埼玉県でペーパーレス化に向け、2022年度総会要綱をペーパーレスで開催したが、会員間で様々な意見が出され見直し中。ペーパーレス化で実施している、もしくは検討中のところはあるか。

→江藤(長崎県)：研修会予定しており、1日目対面2日目はオンライン。郵送等が難しいため。対面受講者は紙媒体で資料配布、オンライン受講者へはダウンロードを依頼。総会資料は会員全員に届くように郵送。

→宮本(香川県)：総会要綱は郵送。研修会は受講者がダウンロード可能としペーパーレス。

→小谷(福島県・北海道東北地区理事)：総会、研修会で対面参加は紙媒体で配布、オンライン参加は各自ダウンロード。市町村の契約はペーパーレス化を進めるというが、現時点で契約の見積は押印なしで責任者、担当者の記名やり取り。契約は紙面で交わっている。利用者の報告に関してペーパーレス化は困難。

・災害対策について

○質疑)武田(千葉県)：千葉県の近隣は茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県。千葉県が被災した際、妊産婦の避難場所がなく茨城県助産師会の助産所2~3施設(個人的繋がり)から避難場所の提供等手厚い支援があった。今後個人的ではなく、助産師会同士の繋がりとして近隣県や地区で災害時の協力体制等連携を考えている。協定等交わし協力体制のあるところはあるか。

→坂梨(熊本県)：九州地区では被災した際、被災県を受援県、支援する県を支援県と組み合わせを作っている。2020年熊本県豪雨災害時、宮崎県が支援県となり、地区理事でもあった森宮崎県助産師会長から逐次連絡や支援物資等支援があった。

→福井(青森県)：2021年豪雨の際、北海道東北地区理事に相談はしたが、県助産師会のみで対処した。

→宗(東京都)：東日本大震災当時は一般社団法人であったが、福島県、岩手県などに支援し協力体制が取れたと考える。現在他の都道府県助産師会との連携や協定はない。地区研修会の目的に「その地区の特性」とあるが、東京都は他の地域と比較できない程特性がまったく違う。一種の災害ともいえるコロナ禍、他県にお願いしようと思っていないが、いま東京都から委託を受けコロナ陽性患者の健康観察を約1,000人いる会員の中で何とか日々対応している。

→小谷北海道東北地区理事：北海道東北地区7道県で支援体制について協定書を締結。地区理事が連絡調整し、毎年災害対策委員会議を開催する等、顔の見える関係性を構築。災害の際は災害状況を確認し、母子支援等必要な場合は道県を跨いで連携している。

→石田(福島県)：東日本大震災では東京都より支援を受けた。コロナ禍、避難はないが災害と考える。母子が必要な時に、電話や訪問、来所相談、子育てサロン、産後ケアすべて利用できるような体制、常時母子支援体制を継続していくことが災害時の支援体制になると考える。

・新型コロナウイルス感染症陽性者の対応について

- 質疑) 森九州沖縄地区理事：コロナ陽性の母子の支援もしているか。
 - 石田 (福島県)：現時点直接陽性者から、また市町村からの依頼もない。ただし支援が必要という依頼があれば対応できる体制となっている。
 - 宗 (東京都)：2021年コロナ感染者数が多い中、千葉県妊婦の胎児死亡事例から、陽性妊婦の健康観察は助産婦が望ましいと、東京都へ片岡前東京都助産師会長と共に政策提言。話し合いの結果、東京都から助産師会助産師による健康観察事業の委託を受けた。第7波の渦中、陽性妊婦から訪問希望を受けた場合、助産師は防護服を着用し万全な感染予防対策を取り5分内の接触で、ドプラーによる心拍や携帯エコーによる胎児確認、破水の有無の確認等日々実施。既に限界を超えるような状況。契約は9月末までだが、今後再度検討会が必要な状況。
- 質疑) 森九州沖縄地区理事：産後乳腺炎併発の相談の場合、防護服を着用し訪問ケア等対応しているケースはあるか。
 - 宗 (東京都)：ケアを行う場合5分以内というルール内での接触では対応が難しく、基本乳腺炎かつコロナ感染のケースは訪問せず入院を要請。ただ現在入院受け入れ先をみつけるのも困難な状況。当助産院で出産した母親が産後10日でコロナ陽性となったが幸い児と共に入院できたケースがあった。
〔状況報告〕当助産院で出産予定の経産婦がコロナ陽性となり、症状はなかったが、破水したため搬送先を2時間かけ探し結果帝王切開となった。入院中指定期間が過ぎたにも関わらず母乳もすべて捨てていたとのこと。精神的に傷ついており退院後当助産院で受け入れケアをした。世界的にはコロナ陽性で帝王切開をするというエビデンスはない。地域や特に受け入れ医療機関により出産方法が異なる。東京都内では帝王切開をする施設が多く、大きな問題。現当院で出産を控えている妊婦がコロナ陽性となり8月7日コロナ陽性指定期間が終わってから陣発を願っている。

・会員への情報提供及び周知について

- 質疑) 高橋 (大分県)：勤務助産師に連絡事項等が周知されにくい。工夫点等教えてほしい。
- 森九州沖縄地区理事：災害安否確認時のツールを利用。医療機関等は院内のグループLINE等あり、それを利用し会員代表者へ連絡し周知。

以上で質疑応答は終了。

島田会長より挨拶：

各都道府県助産師会の実情に合わせ意見や質問の提示に感謝。東京都からの提言もあるが、コロナ陽性者が急激に増加している中、タイムリーに施策等検討する事項があれば日本看護協会と相談も必要と思われ、その際は情報提供したい。今年度より年3回の代表者会議を予定しており、今後もよろしくお願ひしたい。

以上 16:31 終了

- 次回会議日程 2022年11月30日(水) 14:30~16:30 Web開催

2022年度第2回都道府県助産師会代表者会議 議事録

I 日時：2022年11月30日(水) 14:30~16:30 II 方法：Web会議

III 出席者：都道府県助産師会代表者(別紙名簿)

日本助産師会役員：〔出席理事〕島田真理恵、安達久美子、田口真弓、久保絹子、永森久美子、馬目裕子、布施明美、岡本美和子、今村理恵子、安宅満美子、小谷寿美恵、鹿野恵美、加藤直子、入江寿美代、森伴子(理事総数18名中15名出席)

〔欠席理事〕砥石和子、佐藤三恵子、郷原寛子

〔出席監事〕桑江喜代子、多賀佳子、柴田崇(監事総数3名：全員出席)

〔事務局〕高橋尚、金寿子

開会宣言 布施総務担当理事より開会宣言

開会挨拶 島田会長：

先般、産後ケアに係る事故事例の報道を受け、文書内容を厚生労働省と相談の上、全国都道府県助産師会長宛て発信。委託先自治体(市町村)と協議の上、安全確保について検討されたい。今後も国とは綿密な連携をしていく。それぞれの地区で産後ケアを安全に実施できるよう検討、事業継続されたい。

議題：

A 報告事項

I 行政等への要望等について

1) 産科医療補償制度に関する事項 島田会長

産科医療補償制度補償対象の変更等で個別審査において補償対象外となった児の保護者から「変更前に遡れば対象者になるのではないかと、余剰金で対応し補償してほしい」と自民党議員等へ要望があった。これに対し、関連団体及び産科医療補償制度運営委員会と検討。「産科医療補償制度は民間保険を活用し、当時の医療水準に応じ約款が決まっており、それに沿って補償をしている。そのため補償契約の内容を遡及的に変更することはできないと考える。」「ご家族の心情は十分に理解するも、要望に従うことは、本制度自体の信頼性が失われ混乱が起きかねない。本制度内での解決は困難と判断、福祉的な視点から本制度とは別の給付制度を国が創設し対応してほしい」旨の見解が示された。2022年11月21日付で、日本産婦人科医会、日本産婦人科学会、日本産科・新生児医学会、日本新生児成育医学会、日本助産師会共同で自由民主党政務調査会への要望書として提出。12月11日記者懇談会が開催予定。産科医療補償制度に関して関連団体と共同で、補償対象外児への新たな救済処置を訴えていきたい。

2) 地方創生臨時交付金活用について 久保専務理事 都道府県助産師会長及び地区理事に協力を得て調査、結果を提示。各都道府県、各市町村により申請窓口や対応等状況が違ふ。申請の周知がないところ、既に手続きがなされ公布されたところ等あり。国から自治体へ周知も、各都道府県助産師会まで届かないケースも多くあるが、既に給付例もあり、資料参照の上、是非交付申請手続きされたい。

○ 質疑 佐藤会長(福岡県) 地方創生臨時交付金について、地区代表者会議で議題に挙げた。福岡県は分娩取り扱い助産所のみ交付が決定し通知されたがどのような対応をしたらよいか。

→安達副会長：地方創生臨時交付金は国から各都道府県へ丸目で交付のもの。具体的な取り決めがなく、基本的に用途は自治体が決定と聞く。他地区の状況を提示し交渉されたい。

○ 質疑・要望 佐藤会長(福岡県)：補助金や交付金が出される際、どこにどのように交渉したらいいのかかわからない。常にたらいまわし(県への問い合わせは市町村へと言われ、市町村に問い合わせは県へと言われる)の状況で、自治体ごとに対応も異なる。本交付金では、交付するところ、しないところ等あり、それでよいのか。福岡県では公明党政策協議会で要望する機会が得られ、おそらく12月

県議会で議題として挙がる予定。国から補助金や交付金が出たと喜ぶが、地方は基本的に授受できる金額が少ない。国に対し、丸投げではなく明確な指針を出すよう要望してほしい。

- 安達副会長：10月自民党でも話題が挙がり、医療関連団体からも同様な意見がだされた。今回早急に交付ということもあり詳細を決めずの対応になったとのこと。基本的に国は地方自治を掲げる。産後ケア等に関しても、国が明確な方針を出すよう議員や厚生労働省に要望しているが、最終的に「地方自治なので」との回答に終始。引き続き担当部署に伝えるが、現状様々なことで国と都道府県知事間で考えの相違もある。具体例を挙げ要望するとより関心高く聞いてもらえるため、今後も意見をいただきたい。
- 佐藤会長（福岡県）：福岡県が分娩を取り扱わない助産所には出さないとの決定に倣い、熊本県も同様な対応とされ、悪い事例となった。
- 意見) 宗会長（東京都）：東京都は23区26市あり調査も困難。理事へ問い合わせしたところ、都道府県においては、「値上がりした分だけ申請」の市町村や、中野区では交付金と関係なく感染に関する衛生強化にかかる経費見積り提出依頼があり、長野県では一律90,000円と聞く。東京都は東京都および各自治体への対応が大変。交渉の際、まずは担当部署へ、その後議員へといったルートを取ると細かい要望が通りやすい傾向がある。議員からのアプローチは、担当部署は嫌がるようだ。担当部署で詳細を聞き、その後議員へ要望するとよいのではないか。交付金に関し、会員に周知し交付されるよう促していきたい。
- 意見) 鹿野南関東地区理事（長野県）：当該市へ問い合わせで、根拠となる資料（前年度からの値上がり料）の提出を求められたが、計算はかなり難しい。9月頃、市担当者から診療所、歯科医院、助産所へ90,000円交付の予算組をしているという情報を得た。県担当者へも問い合わせ同様の予定があるとのこと。県もしくは市町村での交付だと思うが、当該市は県で交付なら市ではないと回答。これを県へ伝えたところ「県および市町村の考え方で、両者からということもあり得る」と。場合によっては県と市町村両者から交付される可能性もあるか。現時点で各助産所の申請状況は不明だが、少なくとも長野県からは分娩取り扱いつかどうか区別なく90,000円交付される予定。当該市からは県で交付されず、市から交付の際は資料を提出するよう要請があった。

2 各都道府県助産師会 会員組織率について 高橋事務局長

- ① **会員数**：2022年11月1日現在 **10,267**名、前年同月比17名減でほぼ横ばい。
部会別は助産所部会7名増、保健指導部会165名増、勤務助産師部会189名減。
年代別は30代の減少が目立ち116名減。若い会員の確保が課題。
- ② **組織率**：2022年11月1日現在 **27.1%**
低率10%台7、高率60%台1、50%台3、40%台6とばらつきあり。各都道府県様々な事情もあるが、引き続き会員増へ向け声がけされ協力されたい。
- ③ **団体企業賛助会員入会**：2022年11月1日現在44社
賛助企業より共同事業の提案が増えており引き続き連携強化に努めたい。

3 2023年度通常総会、日本助産師学会について

1) 2023年度総会・学会スケジュール 高橋事務局長

会場は日本教育会館（東京都）。2023年5月25日（木）14:00~16:00（2時間）

3部会合同集会、会場は8階（805・806）。5月26日（金）第96回通常総会

会場は3階（一ツ橋ホール）、昼休み時間12:00~13:30に役員選挙を予定。総会后17:30~19:00新役員による2023年度第2回理事会開催、会場は7階（704）。5月27日（土）第79回日本助産師学会、9:30~16:00オンライン開催。学会参加費は資料記載通り。

2) 第79回日本助産師学会について 田口副会長

学会テーマ「助産師と産む、その真髄~それぞれが助産を問う」プログラム内容、教育講演は、社会学・生命科学の分野から「生命科学からみる分娩における報酬系回路について」荒木慶彦氏、「社

会学からみた人間関係性における産む女性と助産師との関係」猪飼周平氏。リレートーク&座談会は、「開業助産師のマインドや技術そしてつなげる」とし、先代から助産所を引き継ぐ座長及び助産師5名より「先代助産師の真髓と技を受け継ぐ、そしてこれから」、開業5年目以内で分娩を取り扱う助産所以外にも保健指導型で市町村と連携を取り多様な活動を展開している宮崎翠氏を加え5名より「なぜ開業したのか、するのか。私たちの挑戦」をテーマに発表。講演は、施設で無痛分娩が増加する中、今井晶子氏より「無痛分娩と助産ケア～妊娠・分娩・産後のかかわり～」、助産師による訪問看護ステーション設立に伴い地域でのケアがすすめられ、生活支援を中心に、松波智郁氏より「小さく生まれた赤ちゃんの成長と生活を支える多職種の観点と実践から～食事、睡眠、遊び、発達への関わり～」、多様なニーズに応える観点から、宮崎千香氏より「外国人妊産婦への地域のケア」、本会でもすすめている災害時BCPだが、実際被災地に出向き支援をされている中谷恭子氏より「災害時におけるレジリエンス-BCPの必要性-」、妊娠期から重要な呼吸について、大リーグ選手への指導経験や大学での研究、地域でも妊産婦、産後の母親への施術をされている大貫崇氏より「基本の呼吸と姿勢から～妊娠期から産後のかかわり～」である。

3) 学会演題申し込み・抄録投稿要項 田口副会長

近日本会ホームページにポータルサイトアップ予定。演題申し込みについては、実践的な情報交換の場であり、周知の上多くの方から一般演題、活動報告について応募されたい。ポータルサイトよりフォームに沿い2023年2月3日(必着)までに登録を。不明な点は事務局に問い合わせされたい。

4) ポータルサイトのキービジュアルについて(テストサイト表示) 田口副会長

テーマに沿い、過去、現在、未来も助産師のマインドや真髓は変わらない、どのような状況に置かれてもどの部署でも同じ思い、母子の明るい未来に寄与したい思いをイメージし屋久杉のような大きな木と赤ちゃんの足とお母さんの手で表現。

4 アドバンス助産師更新、産後ケア実務助産師研修修了者認定等について

1) アドバンス助産師 開業助産師ラダーI 承認制度について 島田会長

初回申請は2023年3月1日から3月31日。本会ホームページ、機関誌2022年5月号に詳細を掲載、参考にされたい。この承認制度のもととなる開業助産師ラダーは、12月パブリックコメントを求めべく提示するので、意見をいただきたい。開業助産師ラダーI承認制度は、アドバンス助産師の認証を受けた助産師が地域においてその能力があることを認証するもの。アドバンス助産師更新者減少の中、日本助産評価機構より再認証申請の案内も出され、別途資料(資料4-2チラシ)を示された。各都道府県助産師会においても周知されたい。

2) 産後ケア実務助産師研修修了者 安達副会長

2022年度承認が終了。145名申請中141名承認、時間数不足で4名不承認。申請に並行し各都道府県助産師会より申請手続きに関する意見を募集し回答を得た。内容を集約しワーキングで検討中、詳細決定後周知したい。

5 国際関連報告 安達副会長

第33回ICMバリ大会が2023年6月11日～6月14日開催予定。参加申し込みも開始、詳細はホームページ参照されたい。これまでICM参加に際し本会と日本通運で連携しツアーを組んでいたが、コロナ禍において日通の旅行部門が廃止され本会主催ツアーは行わない。国際会議で主にツアーを組むアトラス社へ確認、「ツアーは組むが詳細はまだ決定されていない」との回答。コロナ感染拡大状況下、参加予定の方は早めに情報を得て対応されたい。6都道府県助産師会の行政への要望等に関する調査について(2021年度分調査)

2021年度行政等への要望状況(資料6-1, 6-2) 高橋事務局長

調査協力に感謝。要望に関し、以前に比べ複数の市町村へ、また複数のルートから要望している都道府県が増えている。他地域の事例を示すと行政も対応することも多くあるため、各地区の事例を参

考に今後の要望に活かされたい。周産期医療ネットワーク状況も多く情報が集まった。2022年度から2023年度にかけて、助産所課題検討特別委員会が立ち上がり、外部関連団体と連携し対応予定、情報も含め検討。追加で個別に問い合わせする際は協力されたい。各都道府県助産師会公益事業活動調査内容や状況も参考に活動に活用されたい。

7 地区研修会について 高橋事務局長

2023年度は開催日が、北海道東北、南北関東、中国四国で、東海北陸、近畿でそれぞれ重複。開催方法はオンライン中心も、代表者会議は本会役員が参加予定のため、今後日程調整に協力されたい。

8. その他

1) 訪問看護ステーション事業について 安宅保健指導部会長

2022年7月から開設、始動。8月から依頼を受け8件の対応。うち1件は分娩を機に終了。現在7件対応し、訪問を実施中。11月1日～25日訪問件数は延べ件数49件、11月30日現在57件。

今後も広報しながら依頼増につなげたい。

2) 包括的性教育 実践助産師育成研修会 安達副会長

2022年度日本財団助成金で「子どものための包括的性教育実践助産師の育成」事業として「研修会」と「教育機関向け包括的性教育周知・広報・啓発」活動を実施中。ちらし(資料8-2)を全国自治体教育長宛て約2,000か所へ配布済(対象の全国教育機関は幼稚園、保育園、学校、支援学校等含め約50,000件すべてへの配布は困難)。教育委員会から各学校へ周知もあり、徐々にイベント参加希望の学校も増加。厚生労働省委託実施「プレコンセプションケア研修」参加の際、養護教員の話から、厚生労働省や文部科学省がすすめる「命の安全教育」を、助産師が担えることが周知されていないことが判明。教育委員会へ助産師の性教育実施を周知すべくちらしを配布。掲載希望の都道府県助産師会はちらしに連絡先を掲載。固定の連絡先がなく掲載が難しい助産師会は日本助産師会へ連絡とした。本会へ教育委員会や学校等から問い合わせ等あれば当該各都道府県助産師会へ連携したい。研修会定員500名のところ、受講希望者が多く、システム改善による同予算内でプラス200名受講可能となり現在702名参加登録。参加者数は各都道府県でばらつきあり、希望しても参加できないケースがあった。掲載承諾者の名簿は各都道府県助産師会へ提供。2022年度は助成金1,500万円で事業実施。2023年度も開催要望があり、同様な内容は難しいが、何らかの方法で「包括的性教育」に関する研修は実施したい。詳細が決定次第周知する予定。〈本研修にあたっての質問事項について〉

- 受講者名簿を渡すとあるがどのように人材が活用されるか：各都道府県助産師会等で養成を実施している場合もある。本会から強制はなく、これまでの実績(人材)も含め方法は各都道府県助産師会で検討されたい。本研修会受講者に限らず、来年3月各教育機関へ無料で助産師を派遣し包括的性教育実施の旨周知。希望があっても地域に実践可能な助産師がいないと対応できない。希望状況を把握したうえで対応可能な際は出向き、人材がない場合は対応できない旨伝えたい。担当助産師には事業経費で打合わせ交通費含め45分間包括的性教育実施で30,000円(税込み)支払う予定。助産師会によっては「既に実施金額が決まっている」といった意見も聞く。本事業は個別30,000円設定だが、何か問題等生じるようであれば事務局へ相談していただき、適正に対応できるよう検討したい。助産師派遣は単年度事業で2022年度限り。派遣の主旨は、助産師も包括的性教育実施可能である旨教育委員会への周知を図ること。

3) 模擬授業(LIVE)ファシリテータ募集について 安達副会長

研修会参加者約700名。受講者は20時間研修受講、最終2時間模擬授業を実施。模擬授業実施にあたりファシリテータを募集。ファシリテータは当日午前か午後いずれかに模擬授業を実施、例えば午前模擬授業実施し、午後はファシリテータ役をする等想定。研修会参加者にはマイページで紹介しているが、各都道府県助産師会においても参加者に向けファシリテータへの応募も依頼されたい。

- 質疑) 森九州沖縄地区理事 (宮崎県): 各県学校が助産師派遣を希望したとき、対応する助産師は研修受講者のみか否か。
→安達副会長: 基本的に研修受講者がよいが、多くの学校で実施したいため対応できない場合は調整したい。九州沖縄地区代表者会議で、助産師が既に関係性のある学校で実施したい場合はどうしたらよいか等質問があった。各学校へ個別配布していないため、提供のちらし (PDF 資料) で周知し、学校からの応募を依頼してほしい。学校からの依頼で県助産師会へ連絡、派遣要請となる。
- 質疑) 森九州沖縄地区理事 (宮崎県): 研修会での模擬授業内容を実施するのか。
→安達副会長: 授業内容は学校と相談の上決定。本研修会での内容は日本助産師会出版発行の「助産師による思春期の健康教育」に基づき実施。参考にしつつ学校からのニーズを受け、相談、検討の上対応されたい。
- 質疑) 小谷北海道東北地区理事 (福島県): ファシリテータ募集は 11 月 18 日までとあるが、継続募集ととらえてよいか。
→安達副会長: ライブ配信参加にはすべての研修を受講済が原則。視聴の状況は一斉ではない。そのため募集継続中。詳細はその都度マイページで周知するため確認されたい。授業実施の助産師派遣機関は学校限定ではなく保育園、幼稚園、子育てひろば、NPO 等も対象となるため声掛けされたい。

B 意見交換

・産後ケアに係る事故事例に関して

- 質疑) 織田会長 (奈良県): 報道後より奈良県でも契約市町村から県助産師会の見解や対応に関し問い合わせも多い。奈良県助産師会安全管理委員から日本助産師会への問い合わせでは、「各自の注意喚起と、二人体制で子どもをしっかり見る」等アドバイスを受けた。現状2人体制でも児から常に目を離さないということは不可能に近く、人材雇用にも経費がかかる。分娩に関しては、ガイドラインを守った上で補償される保険もあるが、産後ケアに関してはない。ただし、助産所賠償責任保険の中で分娩取り扱い助産所において、「託児あり」で1億円の補償の記載はあるが、「託児なし」に関してはない。奈良県では 2023 年度から産後ケア実施で開業希望の助産師も数名いる。県助産師会として説明できるよう準備したい。賠償責任保険や、安全管理に係る必要物品 (ベッドセンサー等) に対し補助が受けられる予算に関し国から支援や助成を受けられるとよい。島田会長から、今後の方針を各都道府県助産師会と委託市町村との協議の上すすめてほしいといわれたが、日本助産師会からの指標があればそれをもとに頑張りたい。
→島田会長: 賠償責任保険に関しては再度詳細を株式会社ウーベル保険事務所に問い合わせしたい。厚生労働省において「産前・産後サポート事業、産後ケア事業ガイドライン」に関し検討中と聞く。本会では「産後ケアガイド」を改訂中、2023 年 4 月頃には完成版を提示可能か。重要なことは市町村委託事業であることで、人材を増やす、センサー設置等の予防策はあくまでも委託先との協議となる。対応に係る費用を助産所負担ではなく、委託先市町村が負担する、補助金を出す等要望し委託を受けることも必要。産後ケアは妊産婦にとり必要なケアで、助産師の使命として受けなくてはならないという考えのもと実施されている。委託を受けた側が身を削るのではなく、市町村との交渉を検討されたい。また児の預かりの際状況により違うが、母親の休息の希望に添いたい気持ちは理解するも、条件を示しながら対応することも必要ではないか。
→織田会長 (奈良県): 考えを示してもらい感謝。保険に関しても理解。委託先市町村にも再度申し入れをしたい。
- 意見) 鹿野南関東地区理事 (長野県): 国では産後ケア事業に関し予算計上し活用を要請も、実施に際し全額国負担ではなく、市町村負担もある。市町村によっては予算がないため補助金を使いにくいのが現状。センサーも価格に差がある。またリースをするにも購入するにも複数の市町村から委託を受けている場合、経費捻出の要望先をどうするか等課題があり、現実的に難しい。国や市町

村の補助も末端だと使いにくいのが現状。

- 意見) 高室会長 (北海道) : マスコミ報道を受けて北海道助産師会で「保育に関するガイドライン」を参考にガイドラインを作成。それを北海道子ども子育て支援課へ持参、予防対策の必要性に理解を示された。北海道では補助金があり必要な経費を出せるといわれた。しかし、3つの政令都市での対応はそれぞれでの対応も考えられ、現在同様のガイドラインを提出し検討を依頼中。必要性を示す根拠を提示しないと動いてくれないのではないかと。地域でそれぞれ状況が違う中、どのようなものを作成し、どのように要望したら行政が動いてくれるのか等意見が出し合えるとよい。
 - 意見) 布施総務担当理事 : 横浜市は必要な物品やセンサーの貸出がある。かなり市町村により支援が違う、情報共有し対応を協議しないと行政は動いてくれない。
 - 意見・要望) 柴田監事 : 弁護士の立場から。ガイドライン作成時に厳しく現実的に不可能に近いものを盛り込むと、実際対応が不可能といったことになる。例えば、保育園の午睡は1時間~2時間のことであるため対応可能かもしれないが、助産院で実施する際それが守れるのか。事故発生時ガイドラインが守られていなかった際は過失を問われる。センサーを使ってというのであればよいが、安易に保育園の午睡を参考に厳しいものを作るのはどうか。安全を守りつつ厳しすぎるものにならないよう気を付けていただきたい。
 - 意見・要望) 宗会長 (東京都) : 東京都においても安全管理委員会で産後ケアを実施している助産所での対応について調査。回答内容をもとにガイドラインに示せるような段階まできた。当該助産院は6自治体と契約、分娩取り扱いも減少し産後ケアの実施で経営が成り立っている状況。安全対策に関し自治体から問い合わせもあり、対応について説明。しかし、児の様子を5分や10分置きに確認はできておらず、自費で部屋数分のセンサーを購入。今後、東京都や自治体へは購入に際し補助金を出してもらおうよう要望していきたい。宿泊型産後ケアでは、夜中児を預かってほしいと希望する母親が2~3人いるが、それに対応して助産師が2人で対応する経費的余裕はない。夜中30分位児から目を離さざるを得ないこともある。懸念されることとして、母親たちが、「家の中でも常にセンサーを使わなければいけない」といった考えになるのではないかとということ、また助産所が「こういった事故が起これるので児は預かりません」といった対応となりかねない。疲れ果て、メンタル的に弱っている母親が来所した際に児を預かれないという状況は、厳しい。どう対応したらよいのか悩む。どの程度の産後ケアのガイドラインをつくれればよいか日本助産師会で示してもらえるとよい。
 - 意見・要望) 永森常任理事 : 世田谷区産後ケアセンターでの夜中の預かりに関しては毎年検討。現在、宿泊型で8組くらい平均滞在する中、その8割の母親が児を何らかの理由で預ける。保育所の5分毎は現実的ではなく、限られた時間集中してみればよいということでもない。様々検討した結果、当センターでは、タイマーをかけ10分毎預かる児を確認し記録するといったことを開始。夜勤2人体制で、1人の助産師が他の部屋訪室中、授乳支援に来ている母親に対応している際等、タイマーが鳴っても人手が足りず児を確認できなかつたり、逆にケアを中断せざるを得ない状況となる。最終的にセンサー導入の方向で検討中。北海道作成のガイドラインはどのようなものか。厚生労働省との話し合いの機会もあるため現場の状況を伝えられたらよい。
- 高室会長 (北海道) : 時間で確認するとかではなく、児を預かる際、ぬいぐるみをそばに置かない、重い毛布を掛けない、柔らかい布団で寝かせない、ベッドサイドにバスタオル等掛けない等基本的なこと。時間を決めないと確認しないのでは、といった考えもあるかもしれないが、「必ず児が目を届く範囲にいる」という表現にし、保育という形をとりながらケアをしているスタンスを示した。
- 意見・要望) 岡本会長 (神奈川県) : 助産院で保育園も併設。午睡は1時間半~2時間で子ども3人に対し保育士1人対応で5分おきに確認を実施。助産院で一人夜勤中、児を預かり、5分置きに確認するのは無理。それでは助産師はトイレもいけない。預かる児や母親の状態を判断し実施と思うが、助産師側の都合で預かれない状況もある。前もってその状況を母親に伝え理解を得て対応しな

いと難しい。1人で児を何人も預かるのは無理。既に母と子2人をみている状況、例えば4組で8人みているのと同じ。プロ意識をもって、市町村へ必要なことはひるまず声を上げてほしい。実際事故が起こり報道される中、全国的に周知し、このことを活かしていただきたい。

○ 要望) 吉川会長(京都府)：京都府で産後ケア実施は11施設。4施設はほぼ1人で有床にて分娩を取り扱い開業。京都府の南の地区はやっと宿泊型が1件30,000円から60,000円となったが、他は30,000円で人は雇えないのが現状。食費を除くと時給計算で千円以下となる。可能ならば預かりたくないのが本音。今回の事故事例は本当に心を痛めており、警鐘にもなったが、児を5分や10分置きに確認等現実的にできない。ガイドラインは必要最低限の常識的なものにしていただきたい。分娩取り扱いの助産所を開業し23年となる。5分10分置きの確認は生まれた直後の母子なら可能だが、その後の児にセンサーをつけて事故が防げるのか。センサーをつけたがゆえに突然死が増えたというデータもある。過信はいけないし、つけなければいけないといったガイドラインはどうか。預かれない時間帯は母親に伝え理解を得ることも必要。産後ケア利用者の中には育児を丸投げのケースもある。児を預かった場合24時間何もできない。食事もつぐれない。朝食は作り、昼、夜外注対応しても児から目が離せない。夜中は児を抱いたまま横にもなれない状況の時もある。全国でも1人で産後ケアを実施の助産所も多くあると思われる。ガイドライン作成も大切だが、細かく設定すると対応できないといった懸念もある。検討されたい。

○ 要望) 濱地会長(三重県)：産後ケア料金について日本助産師会へお願いしたい。三重県津市は産後ケアをモデル事業から開始。その際、料金は日本助産師会料金表を参考に、宿泊型1泊30,000円であった。一昨年前利用料金を再検討し、1人で助産院運営、6時間程度助産師1人雇用(人件費を安く見積り)で計算、必要経費は1日47,000円~48,000円となり、津市への交渉したところ、35,000円に値上げに至った。当時、料金表を参考にした際見落とししていた管理料18,000円を含め、今さらながら交渉しても48,000円。それでも安価。日本助産師会で産後ケア宿泊型の料金を示していただけるとよい。

→島田会長：料金設定表は、独占禁止法の関係から現在はない。料金表廃止から6年近く経過も、その間物価高や人件費も上昇。少なくとも10年以上前に48,000円であれば現水準に合わせ持続可能な委託料になるよう要望されたい。

○ 濱地会長(三重県)：委託料宿泊30,000円はよい方、他府県ではそれ以下の料金設定のところもある。助産師会長が要望することも必要で、交渉して値上げもしてもらった。宿泊型産後ケアで児を預かる際、助産所とクリニック等ではケアの内容がまったく違う。全国的調査を実施し助産所でのケアの質を強調し示してほしい。

→島田会長：以前から調査し結果報告を挙げている。報告書(PDF資料)を都道府県助産師会へ示したい。要望に関しては、ホームページから要望書までアクセスするのは大変かもしれないが、各助産所で現委託費での収益が挙がっているか否か調査したところ、約6割が産後ケア単独では黒字になっていない状況。国へは複数回要望を挙げている。理解されたい。

・「出産子育て応援交付金」について

○ 要望) 緒方会長(大阪府)：厚生労働省より市町村へ向け11月22日(火)、説明会がZoom開催され、大阪府助産師会へも、大阪市はじめ、他2市から伴走型支援の体制を整えてほしい旨依頼があった。出産子育て応援交付金は、出産前50,000円、出産後50,000円、所得制限なく支援。内容は、伴走型支援と出産子育て応援ギフト。伴走型相談支援は妊娠届時、妊娠8ヵ月時、産後に面談となる。応援ギフトが産前産後支援合計100,000円。ギフト支給には面接時アンケート実施の必要性があり、大阪市ではアンケートの見本まで示された。妊娠8ヵ月の面談は専門職に限らないが、大阪市は助産師対応を希望、補助金も補正予算で組まれるようで、年内もしくは2月に開始したいと早急な対応が迫られている。全国的にどのような状況か聞きたい。基本的には参画したい意向。

- 質疑) 宗会長 (東京都) : 東京都は 2022 年 4 月から開始された「赤ちゃんファースト」がこの交付金に該当するか。
 - 布施総務担当理事 : 東京都独自の事業であり、この交付金とは別のもの。
 - 安達副会長 : 資料「出産・子育て応援交付金の実施・運用の方法 (案)」を提示。11 月 22 日 (火) 自治体向け説明された。主に、伴走型相談支援、出産、子育て応援ギフトに資金が使用される。今回、特に助産師が関係するものは、「出産・子育て応援交付金」事業のうち「伴走型相談支援」となる。相談のタイミングは、妊娠届け出時、妊娠 8 ヶ月前後、出生届から乳幼児全戸訪問までを設定。助産師等専門職だけでなく、人材確保が難しいところは事務職が母子手帳交付しているケースもあり、一般事務員も対象。伴走型実施支援体制のモデル例を挙げており、モデル 1 大規模自治体では、子育て支援拠点や保育園や幼稚園等へ委託する。子育て支援拠点が何か最終的におそらく明確にならないと思うが、例えば大阪府に委託するとか、そこを仮に子育て支援拠点にするというような案。モデル 2 小さい自治体においては、地区ごとではなく、Y 町が子ども園等業務を担えるところに委託等。市町村の体制で、どのタイプで実施されるか異なると予測。都道府県知事や市町村長等の考え方に大きく左右されると思われるが、全国的に見ても 12 月の市町村議会等で補正予算が組まれている旨情報もある。市町村の動きを注視されたい。詳細は資料を参照されたい。
- 要望) 緒方会長 (大阪府) : 伴走型相談支援に関して、大阪府助産師会では「マイ助産師」という形で事業を昨年度から取り組み確立には長年かかると予想していた。理想的な「マイ助産師」制度ではないが、第一段階としてこの伴走型相談支援で、妊娠中面談や相談した助産師が産後も訪問していくということを考えてもらっている。「マイ助産師」制度が全国的に普及していく足がかりとなるのではないかと。日本助産師会でも普及していただきたい。
 - 布施総務担当理事 : 妊娠中から切れ目ない支援が可能。モデルケースとなるか。内容を次回代表者会議等で好事例として報告されたい。

島田会長 : いろいろな意見に感謝。今後も女性と家族のためによりケアをするべく共に努力していきたい。今後も協力をよろしく願いたい。

16:30 終了

次回会議日程 2023 年 3 月 16 日 (木) 14:00~16:00 Web 開催

2022年度第3回都道府県助産師会代表者会議次第

I 日時：2023年3月16日(木) 14:00～16:00 II 方法：Web 会議

III 出席者：都道府県助産師会代表者(別紙名簿)

日本助産師会役員：〔理事〕島田真理恵、安達久美子、田口真弓、久保絹子、永森久美子、馬目裕子、布施明美、岡本美和子、今村理恵子、安宅満美子、砥石和子、小谷寿美恵、佐藤三恵子、鹿野恵美、加藤直子、郷原寛子、入江寿美代、森伴子
〔監事〕桑江喜代子、多賀佳子、柴田崇
〔事務局〕高橋尚、金寿子

会長挨拶：コロナ感染予防に係るマスク着用も3月13日(月)より個人の判断となり社会的活動も活発化している。また2023年4月よりこども家庭庁が設置され、母子保健関連施策も動きつつある。都道府県助産師会及び本会も迅速に対応できるよう協力されたい。

開会宣言 布施総務担当理事より開会宣言

議題：

A 報告事項

I 行政等への要望等について

島田会長：2023年1月31日付、生育基本法推進議員連盟会長宛、「こども家庭庁」へ助産師の技官を配置、自治体における助産師の常勤雇用の推進、「出産・育児子育て交付金」の有効利用のための行政指導の実施、産後ケア事業のさらなる周知と利用料金補助の充実、包括的性教育および女性の生涯を通じた健康支援における助産師の活用の促進、以上5項目に関し要望書を提出。

安達副会長：すでいくつかの案件について回答あり。産後ケア事業は国からの補助金が増額されてきているが、市町村実施率が低く補助金利用金額は全体の3割～4割。産後ケア実施を市町村へ要望されたい。2023年度より「こども家庭庁」が設置され、成育過程の子どもを中心とした施策が展開、産後ケア事業も発展方向か。本会でも2023年度に向け要望案を検討中。

<2023年度行政への要望案>

1. 子育て支援のさらなる充実と推進を図られたい。

1) 都道府県が市町村の産後ケア事業実施・推進について積極的な支援をするよう指導されたい：都道府県が産後ケアに関し積極的でない状況。書類や事務手続きが統一されていないため、複数の市町村より事業受託の際は煩雑で、利用料金や経費負担等スムーズに補助金が得られない現状がある。都道府県主導で産後ケア事業を進めるよう要望。

2) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業に助産師をはじめとする看護職などの配置を図られたい：助産師をはじめとする看護職等配置し、中身のある子育て支援となるよう施策の具体化を要望。

2. ハイリスク母子を対象とした継続支援システムの整備を図られたい。

訪問看護ステーション併設助産院や母子を対象とする訪問看護のニーズも増加。医療保険対応は一定期間で打ち切られるが、母子はその後継続的な支援が必要、医療保険以外でも支援できるシステムの整備を図ることを要望。

○追加発言) 島田会長：継続的支援は助産師だけ関わるのではない。妊娠中から産後早期は重要もそれ以降に関しても国でシステムを整え、地域でハイリスクの母子が支援をされる状況を作ることが適切。そのシステムの構築を要望したい。

2 各都道府県助産師会会員組織率について 高橋事務局長

2023年3月1日現在

(1) 会員数報告：1) 会員数：10,319名(前年同月比：37名増)

部会内訳は、前年同月比で助産所部会26名増、保健指導部会166名増、勤務助産所部会155名減。

年代別では20代30代がマイナス推移、若手会員増が課題。

2) 組織率：27.2%

60%台1か所、50%台3か所、40%台6か所、一方10%台は5か所、地域状況で単純比較できないが、引き続き会員増推進に協力されたい。

3) 団体企業賛助会員入会：44社（継続41社+新規3社）

賛助企業は現44社、年度切り替え継続の時期、何社か退会の可能性有。これまで45社程度で推移。企業からコラボレーション事業の提案が増加、今後民間の力を借りつつ事業を推進していきたい。

3 2023年度通常総会、日本助産師学会について

(1) 日本助産師学会について 田口副会長

プログラムは内容及び講師が決定。都道府県助産師会会長へ一般演題投稿への協力を依頼等した結果、口頭発表26、ポスター発表19、合計45演題となり、助産師活動の多岐にわたる実践報告がされる予定で、研究以外に、日本助産師会学会の特徴である実践活動発表の場となる。周知不足も、多数の投稿に感謝。今後も演題発表の場が活用されるようにしたい。多くの会員、非会員や学生が参加し盛会となるとよい。

(2) 総会について 高橋事務局長

2023年5月26日（金）開催予定。コロナ禍対応で、出席者は来賓者及び受賞者、代議員。会長が代議員でない助産師会に対応すべく追加で会長へ出欠の案内、対応に向け準備。**5月25日（木）3部会合同集会を開催予定、総会出席者が参加可能も、会場の関係から168名まで。**4月からエントリー開始、希望者は早期にされたい。総会の一般会員現地参加は受付せず、ストリーミング配信も予定なし。表彰式は後日本会ホームページに配信予定。2022年度より総会学会運営は本会となり、学会のみ参加費を徴収、よって本会2022年度決算書、2023年度予算書から費目を「総会・学会参加収益」から「学会参加収益」へ修正。

4 産後ケア実務助産師研修修了者認定等について 安達副会長 事務局松山

2022年度から会員マイページより申請。事務局よりテストページを利用し申請方法の説明。テストページは都道府県助産師会も利用可能。申請マニュアルは会員管理から案内、問い合わせは事務局会員管理へ。
○追加説明）安達副会長：都道府県助産師会への申請手数料1件につき1,000円の支払いは、2022年度からオンライン申請となり無くなる。その予算はシステム運用に当てたい旨了承されたい。

5 包括的性教育事業、不妊症不育症ピアサポーター養成研修について 安達副会長

(1) 子どものための包括的性教育実践助産師育成研修

1) 受講状況

500名定員も希望者が多く200名増員、結果申し込みは702名。全20講座で、全講座受講修了者数は402名（57.1%）。全講座受講者が少ないのは、模擬授業（第18回、第19回）の日程が限定、勤務等で調整がつかなかったことが主な理由。可能な限り負担なく講座受講ができるよう1週間毎に配信時間15分で3コンテンツと工夫をしたが、「多忙で最後まで受講できなかった」という意見もあった。都道府県別受講状況は資料参照。

2) 教育機関向けセミナー：参加数277件（1つの学校で重複して参加あり）。

3) 教育機関等への助産師派遣について

全国33施設、助産師派遣数は延べ41名。派遣にあたり都道府県助産師会には協力を感謝。

4) 全講座修了者名簿登録について

名簿対象者は全講座受講修了、名簿の提供に承認が得られた本会会員。非会員で名簿掲載希望の際は入会を依頼。名簿提供は都道府県助産師会代表者メールアドレス宛に2023年4月下旬送付予定。問い合わせ先は事務局（松山）まで。本研修は認定研修ではないため、受講者は「認定者」ではなく「修了者」。性教育に関し認定されたものではないことに注意されたい。

(2) 不妊症不育症ピアサポーター養成講座について

1) 事業報告

参加者数は、ピアサポーター養成プログラム 910 名、医療従事者 2,316 名。全プログラム修了者割合は、ピアサポーター養成 37.6%、医療従事者 46.5%。全講座受講できなかった理由はオンライン実践講座で都合がつかなかった方が多い。参加者満足度は満足、やや満足合わせ 95%以上と、配信の方法含め高評価を得た。本事業実施にあたり宮城県、神奈川県、静岡県、岐阜県、広島県、福岡県各助産師会には協力に感謝。厚生労働省へは、本研修修了者の活動の場の整備等要望していきたい。事業は、2023 年度以降厚生労働省からこども家庭庁へ移行され継続実施予定とのこと、詳細は省庁ホームページに掲載される予定、注視されたい。本会としての実施は 2022 年度までとなる。

6 国際関連報告 安達副会長

(1) 在日外国人サポート HP について

国際委員会で日本に在住する外国人の母子やその家族に向けた情報サイトを日本語版（ルビ振り）、英語版で作成、本会ホームページに掲載。英語版「click here to HP」をクリックするとリンク先の詳細が閲覧可能。リンク先からは掲載の承諾済。外国籍への支援に活用されたい。

(2) ICM バリ大会について

6 月 ICM バリ大会開催。日本助産師会、日本看護協会、日本助産学会、全国助産師教育協議会、日本評価機構 5 団体でブース展示、参加予定の方は立ち寄られたい。

7 地区研修会について 高橋事務局長

2023 年度地区研修会は、北海道東海北地区、近畿地区、中国四国地区において開催日程が重複、代表者会議開催日を調整。オンラインで役員は参加も 2023 年度役員改選のため、出席者は 6 月頃連絡予定。東海北陸地区は現地開催で役員出席希望も同様。

<質疑>

・産後ケア実務助産師研修について

○質疑) 高室会長 (北海道) : 産後ケア実務助産師研修において、実習が各都道府県一任となっているが。
→安達副会長 : 各都道府県助産師会の事情もあり規定は設けておらず、また実習費用等にも明確な提示はない。

○質疑) 高室会長 (北海道) 申請に当たり、新生児訪問等従事経験時間の規定がある。医療機関等に勤務の助産師は新生児訪問等の実務経験がなく、北海道助産師会へ実習を受けたいという申し出があった。他の助産師会でそのようなケースはあるか。また申請手数料が無くなっても実習を担当しないといけないのか。

→安達副会長 : 義務化はしていない。これまでの申請された中には、他県で助産所実習を受けたとみられるケースもあった。実習場所に指定はなく、実習希望者と受け入れ先助産所の実情に合わせてとなる。現時点、意見に対する特段の検討はなされていない。

○意見) 高室会長 (北海道) : 申請するに当たり実習を受けたいと希望されても、準備が整っていないと受け入れられない。他県の状況などを別の機会でもよいので知りたい。

8 その他

(1) 2022 年度開業助産師ラダー承認制度申請状況および開業助産師ラダーについて

久保専務理事

2023 年 3 月 1 日から 31 日までが申請期間。3 月 13 日現在 14 件の申し込み、今後要件を満たすか否か審査を実施予定で 6 月頃に結果が出る。この承認制度に関連して「開業助産師ラダー」について、2022 年 12 月 19 日から 2023 年 1 月 10 日の期間パブリックコメントを募集、多くの意見が寄せられた。日本看護協会、日本助産学会、全国助産師教育協議会、助産評価機構からの意見も含め、ラダーに反映、現在委員会で文言の統一を図っている。完成後周知したい。

(2) インシデント・アクシデント報告書運用状況と2023年度安全管理評価表の実施に向けて 馬目常任理事

1) インシデント・アクシデント報告事業について

上半期、下半期で報告レポートを集約。2021年下半期から2022年下半期にかけての報告書の提出状況並びに運用状況を数値で示す。開始当初2021年下半期において、報告提出の有無に関わらず、運用実施は8か所、2022年下半期は26か所と拡大。また、連携集会で運用推進に向けた方法を検討中との意見も挙がった。徐々に本事業の意義や目的が浸透していると実感。集計結果は機関誌の委員会だよりや本会ホームページ会員マイページ調査結果一覧に適宜掲載、参照されたい。

2) 安全管理評価表について

日本助産師会で統一した助産ケアの安全管理の評価表を作成中。2022年プレリリースで保健指導部会員へ協力依頼、2,977名に評価表配布、2022年8月19日から10月31日まで実施、有効回答数685名(回収率=23.0%)。評価と使用しての意見を募り、それを反映し助産ケア全体が評価できるよう2023年度本稼働に向け三部会長との連携のもと進めていきたい。

(3) 研修会システムの利用に関して 高橋事務局長

2022年6月より会員管理システムから利用可能。現在運用中は11か所(秋田県、埼玉県、福井県、石川県、愛知県、大阪府、徳島県、愛媛県、福岡県、大分県、熊本県)、予定は2か所(高知県、茨城県)と徐々に増加。外部委託では高額となるオンライン研修や、地区研修会も対応、利用マニュアルも再配信、是非利用を検討されたい。不明な点は事務局へ問い合わせ。

(4) 専門部会規程改定について 高橋事務局長

第6条4「部会委員は専門部会担当理事を除き理事を兼務できないものとする。」を追加。第7回理事会で審議も、代表者会議での意見を踏まえての検討となった。改定は、3部会委員選出に際し可能な限り地区から様々な会員が参画し多くの意見を反映したいこと、理事においては、委員会の運営や各地区をとりまとめ等に専念、役割を分けたほうがよいという主旨。災害対策委員会も該当するが、委員会においては「委員会規定」もあり、理事が担当すべきケースもあるため、一律修正は難しい。現状、佐藤北関東地区理事が助産所部会委員と兼任し該当。現時点で変更ではなく、組織的によりよい運営に向けての審議。本代表者会議での意見を反映し次回以降の理事会で審議したい。

○質疑) 高室会長(北海道) 専門部会規程改定について、規定の一部が変更の理解でよいか。改定理由はそれぞれの役割に専念するといったことと認識。人数が多い部会はよいが、助産所部会のように少ない部会では、あえて条文を追加する理由があるか。また業務的に兼務可能な人もおり、役割に専念といったことがやや理解しがたい。

→島田会長：地区理事は各専門部会委員を地区所属の助産師会会長に諮り選出する役割をもつ。部会は、助産所部会、勤務部会、保健指導部会では担当理事として部会長がおり、本会理事会への活動報告や検討等役割を担う。部会において理事が複数在籍の場合上下関係はないが、意見が言いにくい、部会長が意見等のとりまとめの際難しい点もあるのではないかと。これまでは部会において理事が複数というのはなかった。これまで文章化はされず、暗黙の了解の中で運用されており、特別トラブルもなかった。今回、明文化していないことが判明し改定するに至った。

○意見) 高室会長(北海道)：規程に「できないものとする規約」を入れ、枠を決めるというのはどうか。役割に専念するといった観点から明文化と理解も、なくてもよいのでは。

→島田会長：いままで兼任していた例がなかった。暗黙の了解でやっていたが規程になく、不足であったため明文化した。

○質疑) 高室会長(北海道)：現在該当者1名のために一文追加となったのか。

→島田会長：これまで気が付かなかった。今回、委員改選の際、判明した。遡って例をみたがいなかった。理事が複数いるといった委員会運営はあまり好ましくない。例えば、現地区理事は保健指導部会に所属が多い。地区で該当者がなく、理事が部会委員を兼任するような場合、5人も6人も理

事になる。理事が兼任するより、いろいろな地区の意見を吸い上げるためにも、委員は委員とし、理事は役割に専念してもらった方がよいのではという意味で改定案が検討された。

○意見) 高室会長(北海道): 他の方がどう思うかわからないが、今まで無かったものを追加するのは、今まずい状況ではと暗黙的にいっているような気がする。

→島田会長: そういうことではない。今回委員選任の際「こういった状況があったのだがこれでよいのか」と確認があり気づき、これまで暗黙の了解でやっていたが明文化したほうがよいのではということでの経緯。

○意見) 高室会長(北海道): いままで規程として示されずともやってこられたのであれば必要ないのでは。一文が追加されることにより結果的に自分たちの首を絞める状況になるのではないかと。

○意見) 濱地会長(三重県): 第6条は、部会委員の選出・任期に係る規定、第5条は部会員の職務、第4条は部会員について記載があるが、「委員は各地区から選出する」といった文章がない。部会長は、専門部会担当理事とあるが、部会長をどう選出しているかの記載もない。委員をどう選出しているか明文化し、その中から部会長、副部会長、書記を選出とあれば、部会委員も専門部会担当理事になれた可能性もあるが、委員若干名、部会長はどこから選出したのかわからない。単に今回追加規定の明文化だけだと全体の統合性が感じられない。

→高橋事務局長: わかりにくいだが、第11条に「部会委員の選出」の記載あり。委員会が構成された際、最初の委員会で委員長を決めるが、部会は第4条「部会長が専門部会担当理事」と規定。

○質疑) 濱地会長(三重県): 専門部会長部会理事は委員会とは関係なく選挙規定で推薦されてくる形か。

→高橋事務局長: 委員会委員は4月から3月期間で2年任期、役員は総会改選のため5月で選出のタイミングが2か月程度違う。任期途中で何らかの理由で辞める場合は新たに引き継ぐ形。

○質疑) 濱地会長(三重県): 今回、初めて部会担当理事も選挙で推薦と確認。委員会との関係性がこの規程ではみられず質問した。現規程であると委員が部会理事には絶対なれないか。

→高橋事務局長: 理事の選出と委員選任は別。今回の兼任に関する問題は、選出時期のズレも原因か。これまで暗黙の了解でやってきたが、今回重複者に気づき、明文化したほうがよいといった意見から規程改定の審議に挙がった。

○意見) 高室会長(北海道): 兼任することで極端に負担が多くなるというのであれば、規定文を「決定されるときに配慮すべき」「配慮して決める」等としたらどうか。1文入れるだけとはいうものの、重要なことであり十分検討すべき。「できないものとする」という文言だと今後困る状況になってしまうのではないかと。

○意見) 武田会長(千葉県): 助産所部会委員を経験してきたが、当時は理事の重複はなくやりやすかった。理事に専念してほしいという一方で、「できないものとする」との明文化は、それぞれ所属の人数的なことが懸念される。

○意見) 吉田会長(石川県): 東海北陸地区助産所部会会員数は少数で、「兼任できない」となると、行き詰ってしまう。福井県、富山県とも部会員は2人、その方が担当できないと同じ人が選出となる。自身の業務の他に部会長や部会員を担うことは本当に大変なこと。できる人は限られるため、この一文の追加は不安。佐藤北関東地区理事は地区代表部会委員ではなく、助産所部会より推薦された。地区内の状況や助産師会の業務に理解がある方が部会に在籍していることは、かえってよいことがあるのではないかと。

○要望) 岡本会長(神奈川県): 理事会再審議ならば該当理事の意見や考えを聞きたい。

→佐藤北関東地区理事: 助産所部会委員2年担当し地区理事に立候補し理事となった。県助産師会の仕事は県助産所部会長、安全対策委員のみとし、職務を全うできるようにした。職務を受ける際は対応するよう考える。兼任で対応できない際は断るのではないかと。自身は助産院の院長、病院やクリニックのパート、市町村事業等それぞれの役割を心得ながらやっている。助産所部会委員会の際は理事ではなく委員としての役割を果たしている。やりにくいといったことを避けたいのであれ

ばこの一文が必要かもしれないが、個人的にはこの一文はいらないのではないかと考えている。

→布施総務担当理事：本件は理事会に持ち帰り意見を参考に再検討したい。

(5) 助産所留学について 今村助産所部会長

都道府県助産師会における「助産所留学・体験、研修」実施状況をホームページで調査。広く会員に周知すべく作成。内容を確認、修正や実施も未記載の助産師会においては事務局へ連絡されたい。

(6) 賛助企業日本ルフトからの提案事項 高橋事務局長

2023年4月から賛助企業となる日本ルフト株式会社からの提案。胎動センサ導入検討の際、他の取り扱い企業と比較検討のうえ参考とされたい。センサの説明を兼ねた勉強会やデモの実施が可能。既に個別連絡をとる助産師会もあるが、今後導入を検討の助産師会や施設等は活用されたい。2023年日本助産師学会でバーチャル企業展示予定、案内動画視聴後検討されてもよい。

(7) 訪問看護ステーションに関する情報共有 安宅保健指導部会長

2023年3月2日(木)訪問看護ステーション従事者交流会を実施。メーリングで参加者を募集、オンラインで情報共有した。開催目的は、母子対象の訪問看護ステーション従事者の交流の場とする、医療保険制度についての理解と確認、とりこえ訪問看護ステーションでの実際の取り扱い事例(医療保険の対象からは外れつつあるが、母の不安があり支援を要するケースの卒業をどうしたらよいか迷っている)を用いた話題提供と意見交換。実施結果は、参加者数25名(本会理事を含む)、内訳は本会理事5名、ステーション従事者15名、開設前4名、その他1名。参加地区は、東北1名、南北関東15名、東海北陸2名、近畿4名、九州沖縄3名。内容は、開催趣旨と流れの説明、島田会長より医療保険や介護保険の制度を理解し、制度内で対象者のニーズに合ったサービスを提供するにはどうしたらよいか皆様と考えたいと挨拶を受け、参加者自己紹介後2グループに分かれグループワークとグループ間の情報共有と意見交換を実施。主な話題は、「利用者の経済的な負担軽減のために医療保険を使用したい」「多胎の支援として訪問看護で対応したい」等といったことに医療保険対象とすることはできず、制度の十分な理解が必要等。長期従事者からは「母子支援は、約9割は産後ケア制度で賄える。残りの1~2割の中で、どのケースが医療保険の適応か考える必要があるのではないか」との意見。助産院と訪問看護ステーションとの業務のすみわけの実際についての意見交換もした。訪問看護開設準備段階での連携施設、職種への説明や必要な政策提言についても考えていく必要があること、どのようなケースが医療保険適用か考える必要性があるとの意見もあった。閉会にあたり、日本看護協会福井会長から「現在訪問看護に関する要望書は、日本看護協会、訪問看護財団、訪問看護事業協会とで連携して出しているが、今後は日本助産師会を含む4団体で出していけたらと感じた。間違った医療保険の利用は、結果的に母子が不利益を被る。助産師からは縁遠かった診療報酬に関する知識が必要だろう。経営が成り立つか、事業計画が必要、ボランティアではない。産後ケアは自治体事業なので、地域格差があるのが現状。利用者が居住する自治体のサービスを理解することが肝要。地域の中で必要なケアが必要な時に、安価な料金で受けられる環境を目指していくことが大切(要望活動等をしていく)。助産師による訪問看護事業に関する組織体が今後必要になるかを感じた。」といった意見を得た。

(8) 便色カードの活用促進について 安達副会長

厚生労働科学研究費補助金で「母子健康手帳のグローバルな視点を加味した再評価と切れ目のない母子健康保険サービスに係る研究」を中村安秀氏(国立医療看護大学)が中心となり実施、日本助産師会からは安達副会長が協力者として2年間研究に参加。分担研究者である渡邊氏による母子健康手帳の活用に関する横断的研究において、母子健康手帳記入状況の調査を実施。結果、保護者による記入状況で、「妊婦の健康状態」96.2%、「保護者の記録(1歳6か月の頃)」80.5%、「保護者の記録(3歳の頃)」64.4%だが、「便色の確認の記録」は44.4%と最も低い状況が判明。研究班からの依頼事項は、出産後の保護者に接する機会の多い助産師へ、産科施設退院時指導、新生児訪問時、

1 か月児健診時等の機会に母親へ便色カードの使用法の説明と便色の確認の促し、記録の確認の要望があった。市町村への調査結果では、妊娠届時母子健康手帳を渡す際、便からカードに関する説明まで実施していないのが現状。助産師が重要な役割を果たすことを鑑みて周知とお願いという意味で提示。本会ホームページ上でも掲載、周知されたい。

B 意見交換

<令和5年度 要望書について>

1. 産後ケア事業関係

- 要望) 武田会長 (千葉県) : 産後ケア事業実施に向け、国から各自治体への働きかけを日本助産師会から要望してほしい。利用料金の統一を望むが、県の要望に応じない市町村等もある。平均的な利用料金の設定を望む。
 - 島田会長 : 国主導で県が中心となって推進するよう要望書を提出。これまでの自民党等検討会でも提案。国の検討会では、総理が「異次元の少子化対策」と銘打っており、産後ケア事業に関し非常に積極的。本来執行率が3割、4割の事業は取りやめや予算削減等ある。産後ケアに関しては予算の増額、積極的に実施の要望の一方で、実施主体の市町村で温度差がある。複数の市町村から事業委託を受ける助産所が多いと聞かすが、契約等煩雑な手続きが必要となるため、都道府県主導での事業推進へ向け要望したい。
 - 要望) 星野会長 (愛知県) : 産後ケアにおける乳児預かり時の死亡事件事例があった。分娩を取り扱う助産所は、助産所賠償責任保険の他、医療事故調査制度 (保険料1,000円) に加入も、保健指導型は医療事故調査制度の保険の加入がない。日本助産師会での制度を整える、保健指導部会への提案等されたい。乳児預かりの際保険等の加入により安心感が得られる。
 - 高橋事務局長 : 2022年度第2回代表者会議に同様の質問を受け、本会賠償責任保険でも適用すると回答。再度同関係資料を送付したい。
 - 質疑) 星野会長 (愛知県) 医療事故調査制度には入らないということか。
 - 高橋事務局長 : 現状入っていない。
 - 要望) 平井会長 (鳥取県) : 産後ケア実施に際し保育士雇用の助産院もあるが、賠償責任保険等対応をどうしているか知りたい。保育士の場合は、保育士協会会員による賠償責任保険があるが認定こども園や保育園勤務者が対象。
 - 布施総務担当理事 : 施設で様々な職種が入り産後ケアを実施、それをカバーするため施設の補償という点で損保ジャパンの賠償責任保険に加入できた。施設補償で加入可能か否か調べてほしい。
- #### 2. 産後健診等について
- 質疑) 石田専務理事 (福島県) : 産後健診の際、児の健診は自己負担ということを知った。福島県では、正常新生児は自己負担額2週間健診で3,000円、1か月健診は1,500円~2,000円。他県での状況を知りたい。要望書の要望事項2に「行政機関に常勤の助産師雇用」とあるが、市町村で非常勤勤務の助産師が増加、そこで乳房ケアを実施のケースがある。それは可能か。
 - 意見) 伊藤会長 (静岡県) : 助産院では2週間健診は家庭訪問で実施し無料で実施していたが、産後健診票で母親の健診代が入り助かっている。2回目 (医療機関での1か月健診) 母親は健診票で無料、児は健診料を請求しているようだ。産後健診は精神的フォローのため、児は対象とならないと考える。近医 (産科施設) では、退院時の母親の状況で2週間健診を受診しなくてもよいといっているところもある。母親だけを診る医療機関もあり、児の健診は料金がかかる。医師の診察がなく、児の体重測定のみの場合には健診料金はとらずサービスで実施か。市町村勤務助産師の乳房ケアについては回答が難しい。
 - 意見) 鹿野南関東地区理事 : 産婦健診は本来母親の健診、児に関しては料金がかかるのは正答か。長野県は産後健診の要綱には「産婦健診は児の発育状況や黄疸の有無の確認、母乳分泌をみる等含

める」とある。それ以上の乳房ケア等が必要な際は別途料金がかかる。産後健診に含むか否か分ける必要がある。市町村勤務助産師の乳房ケアは市町村の業務範囲と開業助産院や医療機関勤務の助産師が実施するのでは違うのではないか。地域や医療機関の助産師の仕事の分野を侵害が危惧される。自身は区分けをしている、それが正当ではないか。

→石田専務理事（福島県）：行政機関で訪問した際助産師が乳房マッサージをしているケースが増え、結果地域開業助産師の仕事の減少といった状況もある。分けて考えるよう日本助産師会から働きかけてもらえるとうい。児の健診に関して、母子は一緒と考えるが、医療機関では区別せざるを得ない。児も対象とすることも要望できないか、県や市町村まかせてよいか、意見を聞きたいと思いつけかけた。

○意見）緒方会長（大阪府）：産婦健診は大阪府では産婦健診開始の際、保健指導型でも産婦健診が可能の方向で検討、保健指導型で訪問し、産婦健診していた。A市で保健指導型での実施を要望したところ、大阪府から厚生労働省へ問い合わせとなった。厚生労働省の「訪問での産婦健診は想定していない。施設に受診し実施」との回答から2023年度はA市において産婦健診はできない状況。再度助産師会から大阪府母子保健課に問い合わせ、もう一度大阪府から厚生労働省に確認中。静岡県は訪問で産婦健診実施されているが、他県はどうか。

○意見）宗会長（東京都）：東京都は産後健診も児の健診もない。2023年度要望し獲得したい。

島田会長：政策や産婦健診等情報交換でき貴重な機会となった。産後ケア事業等ますます国との交渉等に努力していきたい。各地区でも要望や事業推進に向けお願いしたい。

16:01 終了

次回会議日程 未定

6) 北海道・東北 地区懇談会 議事録

令和4年度(2022年度) 第1回 北海道・東北地区 代表者懇談会 議事録

日時：令和5年1月7日(土) 13時30分～16時06分

方法：オンライン会議 (zoom 利用)

参加者予定者：高室典子 (北海道)、福井りみ子 (青森県)、乙部陵子 (岩手県)、
塩野悦子 (宮城県)、宮野はるみ (秋田県)、佐藤陽子 (山形県)、
小谷寿美恵 (福島県、地区理事)

I 開会

II 議題

A 報告及び情報交換

I、自己紹介及び近況報告

北海道：

- ・分娩取扱い助産所の嘱託医問題については、札幌の医師(医療機関)が嘱託医となり契約し、分娩取扱いを再開している。旭川医大との提携を求めて調停申し立てした(2022/12/7の記事より)
- ・札幌市の産後ケア事業は順調で、施設拡充の必要があり、医療機関での産後ケア開始へ準備中。契約市町村も増やしていきたい。
- ・オンラインでのママクラスは人気で、対面で計画したら申込がなかった。
- ・助産師対象の研修会は8回/年実施。残り3講座。
- ・妊産婦死亡症例検討評価委員会より「母胎安全への提言」が届いたが、助産所での事例があった

青森県：

- ・地区研修会無事終了へのお礼。
- ・年度末退会の連絡が複数あり、若い世代でこれからという思い。
- ・県から「妊娠SOS」の相談対応について打診あり、受託する方向で話を進めている。助産師の対応についても、準備中。
- ・助産師派遣事業は、産後ケア4市3町1村と契約
- ・マンパワーが不足している。

岩手県：

- ・コロナ感染状況により県南でのイベントに助産師が参加出来なかった。
- ・災害研修を実施。県内各地区(3か所)を回って開催。災害対応への意識が高くなっている。協定やマニュアルの見直し、災害対策本部設置基準、役割など具体的に決めていく。安否確認訓練は1/21実施予定。
- ・県内従事助産師数が少ない。周産期医療協議会で検討し、助産師会からも発言している。潜在助産師も少ない。介護や都合で復帰できない人も多い。やめない環境作り、学生への魅力発信もしていく。(助産師確保復職支援事業)

宮城県：

- ・組織として、退会入会ありながら会員数190名前後が続いている。
事業への参加助産師を新規募集する事で2~3名ずつ新入会がある。医療機 関

退職した助産師の開業もある。

- ・仙台市産後ケア事業（訪問型）を10月に開始し、順調に利用数が伸びている。助産師リスト12名を市のHPに掲載（自己紹介、行ける地域等記載）。子育て中の者もいる。
- ・じょさんサロンはコロナでオンラインに切り替えたが、対面実施の希望が多い。
- ・思春期講座は仙台市、石巻市など実施し終了した。
- ・周産期避難所訓練（仙台市）実施。看護師養成学校が順番に開設訓練を実施、注目度が高くTV放送もあった。助産師としては、課題を感じる事もあり課題を市に伝えていきたい。
- ・じょさんしフェスタ（11月）を実施。会員助産師がそれぞれ得意分野でサロンやオンライン講習等を行った。

秋田県：

- ・医療機関勤務者が多く（8割）、コロナで活動できていない。研修会も集まらない。
- ・「いいお産の日」イベントはオンラインで実施した。
- ・組織では、役員の構成を決まったメンバーでぐるぐる回していた状況があり、次年度に向けて声かけしている。災害対策委員も引き継ぎしながら、訓練実施していく。

山形県：

- ・4月～県内で助産課程の創設（10名養成）。県内では看護学校卒業後の助産師養成がなかったが、開始される。新カリキュラムの地域実習に会員の開業助産師を活用。入会も促している。
- ・産後ケア事業については、賃金引き上げを要求しているが、市町村により対応が異なり格差が生じている。県に要望していく。受託助産師から市町村にも提示していく。
- ・助産師対象の研修会は参加者が少なく延期した。一般向けはニーズが高く（沐浴等）、「ヘルシートーク」は順調。
- ・生理用品の配布活動は2年目実施。活動に参加した会員にクオカードで謝礼した。

福島県：

- ・会員の入退会については、退会希望あるが、事業への参加で再入会などもあった。
- ・県委託の相談事業は、100件/月のうち1/3がLINE相談。相談者は気軽にできても、誤解や読み違えの無いように慎重に丁寧な文面を作成し、対応には時間もかかっている。
- ・産後ケア事業は、56/59市町村と契約しているが、利用にはばらつきもあり助産所を有効活用しているとは言いにくい（特に第8波の影響を感じる）。令和5年度の委託料を値上げして市町村に提示（物価高騰分、賄い人件費アップなど）
- ・妊娠期講座は、対面で実施し参加希望が多い。オンラインでも実施している。
- ・助産所利用の伸び悩みを感じている。市町村で助産師（会計年度職員）を雇用する動きが広がってきている。（例：産後ケアを市町村助産師で実施。市町村助産師が複数回訪問。など。）

【意見交換・交流】

1. 周産期協議会の参加状況について

- ① 岩手県では、産後ケアや妊婦健診受診券の格差について。正常産が減少している事。助産師確保など協議している。
- ② 福島県では、母胎搬送や小児の救急体制について（地域格差）が協議の中心になっている。
- ③ 山形県では、コロナ禍で会議が開催されていない。
 - ・ 小児周産期リエゾンの参加状況について
- ① 北海道では、助産師会から2名が参加。災害時の助産師の役割は、生活支援と分娩扱いについてどうするかだと思ふ。都道府県単位でまとまっていく必要がある。
- ② 福島県では看護協会1名、助産師会1名養成したが、会議等の開催はない。

2. 母子支援事業について

- ・ 産後ケアについて、訪問のレスパイト型のニーズがあるが、どのようにして実施しているか？
新生児訪問との混乱はないか？
⇒仙台市では、相談型（2時間）、休息型（4時間）で実施。市がニーズ調査を実施し、休息（寝たい）という声から、このようになった。1回目は市保健師のアセスメントが入るが、2回目以降は直接依頼できる（オンライン申請）。7回まで利用できる。仙台市ホームページ上に、目的、利用料の説明などが記載され、新生児訪問との混乱はない。
乳腺炎の場合は、乳房ケア実施助産所か医療機関受診を勧めている。スキルが同じではないので、症状を軽減できる助産師へ誘導する。

3. 令和5年度 北海道東北地区 研修会について（宮野会長より）

日程：令和5年10月14日（土）午後から合同三部会集会、代表者会議
10月15日（日）会長講演、研修会
方法及び会場：代表者会議は、現地集合、研修会はオンライン併用

4. 災害に対応する訓練について

全国一斉の訓練ではなく、各道県の判断で実施する
内容・方法も独自の訓練とする
訓練の実施報告：日本助産師会 災害訓練報告 入力フォームへ（2/10まで）
<https://supportoffice.jp/midwife/kunren/>

B 審議事項

1. 災害協定関連

- 1) 協定書及び運用細目の改訂について（別紙参照）
12/17の災害対策委員会で協議した内容を協議し、承認。
グループLINE作成へ

2) **災害対策委員会議の開催について**

日程：令和5年12月9日(土)午後

対象：災害対策委員、日本助産師会災害対策委員、地区理事

2、**名誉会員の推薦について 該当者無し**

3、**本部部会委員の推薦について**

- ・保健指導部会委員（岩手県黒澤委員の任期満了による）
秋田県の尾留川公子（びるかわきみこ）さんの推薦あり、承認。

4、**令和5年度 地区代表者会議 開催について**

第1回：令和5年10月14日（時間は調整）**秋田県会場・集合して開催**

第2回：令和6年1月6日（午後） **オンラインで開催**

5、**その他**

退会者について：退会すると保険に入れず業務に支障があると思うが、やめていく。責任をもって業務をするためにも助産師賠償責任保険に加入して活動する事をすすめていく。

Ⅲ **その他**

1、**日本助産師会への要望について**

- 1) 妊産婦死亡症例検討評価委員会より「母胎安全への提言」が届いたが、助産所での事例があったかどうか分からない。今後の安全対策に務めたいので、助産所で起こった事例（死亡、重傷など）を共有してほしい。
- 2) 産後ケア事業での安全対策についても、日本助産師会の見解を聞きたい。

2、**その他 無し**

Ⅳ **閉会**

7) 各委員会活動 報告

(1) 子育て女性健康支援センター事業

1. 1年間の各相談件数 (実数) 令和4年度

電話 (件)	来所 (件)	訪問 (件)	メール (件)	その他	合計
50	0	0	10	46	106

問題解決困難な事例件数	(件)
注意) 相談で病的な状況に移行しやすいようなもの、虐待や虐待に移行する恐れのあるものなど問題解決困難と思われる症例、あるいは社会的問題で(経済的、家族の問題、シングルマザーなど)他機関との連携が必要だったり、継続的フォローが必要な症例など、また来所や訪問などで無料で実施している内容の場合もカウントしてください。	1

報告書2	
健康教育活動 実施報告書	
対象者	実施回数(回)
就学前の子ども	0
小学生	68+1
中学生	10+19
高校生	4+14
保護者	0
教員	0
その他	0
総合計	82+34 =116件

※ 教材費は **82** 校分 **2,000**× = **164,000** 円

※ **34** 校は、助産師会への依頼があり、担当地区の開業助産師が助産師会の教材を使用しないで担当して実施した。

(2) 災害対策委員会

日本助産師会災害に対応する訓練の運用事項

* 災害に対応する訓練



1. 今年度の目的

- 1) 各都道府県助産師会会員の安否並びに被災状況や支援の必要の有無を確認
- 2) 各都道府県助産師会会長から地区理事を通じて日本助産師会報告するルートの確立
- 3) 助産師会会員が災害発生を想定し、災害時に対応する意識を持つ

2. 方法

2023年1月12日 災害訓練報告書 秋田県

開催日 2023年1月12日 木曜日 10時～

1. 地区会員数 中央 34名・県南 33名・県北 15名 計 82名

2. 安否確認できた会員

中央 29名・県南 33名・県北 14名 計 76名

3. 安否確認の方法

LINE：3地区

メール：3地区（1地区は電話番号のショートメッセージ）

4. 安否確認するまでに要した時間

中央 10時間 30分

県南 9時間 8分

県北 6時間

5. 訓練に際して工夫した点・問題点・今後の課題について

1) 中央：地区長以外で何人か連絡ルートがあればいい。

例) 開業チーム・病院チーム 中央地区の課題か？

2) 県南：勤務中だと災害メールを確認できないことがある。

お産に入ると数時間 スマホをチェックできないことがある。

今後：災害対策委員と協力・情報共有して、地区長以外でも安否確認の連絡を配信できるようにしたい。

災害メールが、地区会員へそのまま転送できる文章だと助かる。地区長あてにだけのメールになっていた。

3) 県北：日勤だと、災害メールを受けって会員に確認するのが遅くなります。返信は、確認後1時間ほどでほとんどの会員から受け取る事ができました。

始めの確認メールをどうするかが課題です。

LINE グループに入っていない会員にメールで確認しましたが、返信がありませんでした。

毎年返信をもらっていたのですが、今年は返信がありませんでした。今後の課題です。

4) ボランティア可能な返信 中央 11人

(3) 教育委員会

2022年度 秋田県助産師会 教育委員 活動報告書

教育委員：猿田了子・川村ひとみ・中川郁子

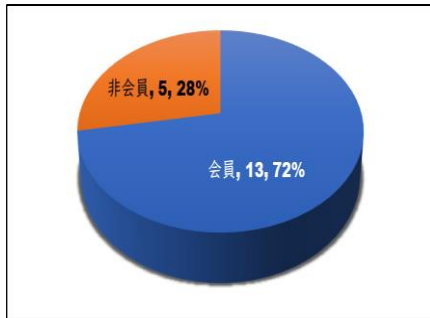
2023年2月19日(日) 10:00～12:00 遊学舎 第研修室
「周産期のメンタルヘルス～コロナ禍における母子への影響～」
講師：高橋志穂子氏(臨床心理士・公認心理士)

<参加状況>

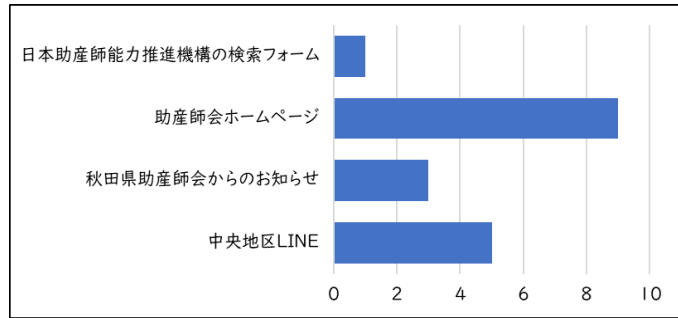
申し込み人数：**30名** キャンセル：5名
 参加者：**25名** <対面：5名・オンライン：20名>
 内訳：秋田県助産師会会員・・・12名
 他県会員・5名 <埼玉・神戸・岡山(2)・福岡>
 非会員・・・7名 学生・・・1名

* アンケート結果：*25名にアンケート配信 回答者：18名(回収率：72%)

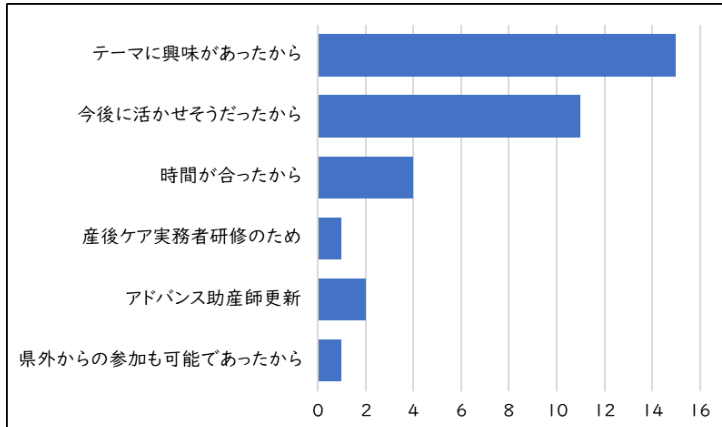
1. 助産師会入会の有無



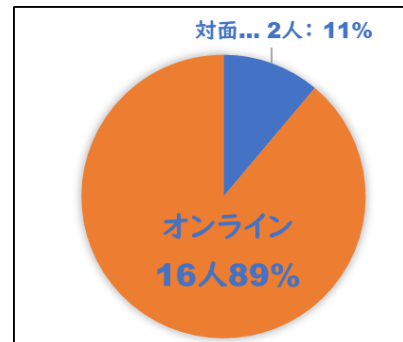
2. この研修会を、何を通じて知りましたか？



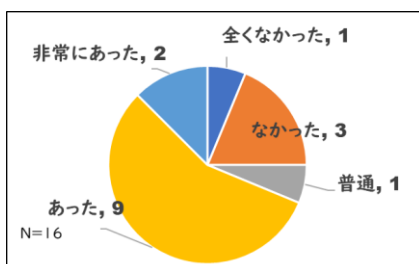
3. 研修会への参加を決めた理由<複数回答>



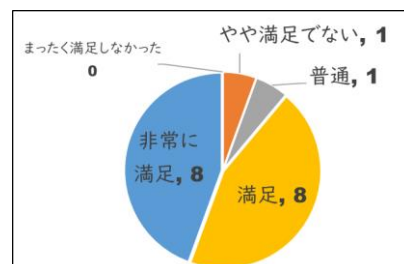
4. 参加方法



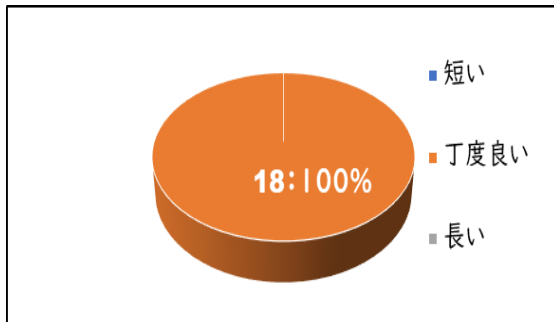
5. 音声や画像など通信面で、 気になる点はありませんでしたか？(オンライン)



6. 研修内容は、期待通りのものでしたか？



7. 研修会の長さは適切でしたか



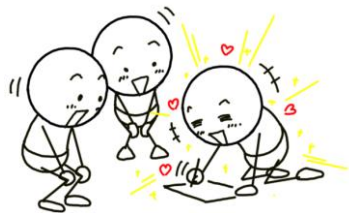
□ 所感

- ✿ ハイブリット（対面&オンライン）開催とし、県外や非会員の参加者が多かった一方、県内の参加者が少ない傾向であった。県内の会員も参加しやすい日程の調整や、研修会の周知（告知）方法を検討したい。
- ✿ 会場の開場が9時30分で研修会の開始が10時であったが、準備までの時間が短くオンラインでご参加頂いた方々には待たせることとなってしまい申し訳なかった。また、“フロアからの発言が聞き取りにくかった”、“講師の姿が見えない”等のご指摘も多かった。今後も、オンラインの研修会開催が増加すると考えられるため、運営側のスキルの向上や準備・役割分担等、スムーズな運営ができるように改善したい。

□ 今後の予定

- ・会員および多くの助産師にとって有益な研修会の開催（可能であれば、2回/年程度）。

研修会の様子



(4) いいの産の日

2022年度（R4年度） 「いいお産の日」 記念行事報告

開催日：2022年11月3日

テーマ：出産からつづく子育て応援

内容：動画作成、配信

- ・授乳の基本
- ・抱っこ、おんぶ、寝かせ方
- ・成長期の対応
- ・哺乳瓶での飲ませ方
- ・搾乳のしかた
- ・オムツの替え方
- ・子育て写真

準備：2022年7月～

7月 内容検討、分担決定

9月～ 各チームで内容検討、動画作成、編集

10月 行事ポスター配布

- ・県北地区（鹿角、大館、北秋田、三種）

保育園、幼稚園 52か所へ送付

- ・北秋田市：コムコム、保健センター、北秋田市民病院へ持参

- ・大館市：中央公園、ニコメ、福祉エリア、鹿角保健センター、大館保健センター持参

大館保健センター持参

・能代：能代厚生医療センター、産婦人科クリニック、子育て支援課、子育て支援センター、三種町はみっしゅ持参

- ・広報きたあきた（北秋田市）掲載依頼

- ・新聞掲載依頼：魁新聞、北鹿新聞



2022 秋田県助産師会 いいお産の日 ～出産からつづく子育て応援～

妊娠、出産、子育てなど心配、不安な時寄り添う存在でありたい
情報があふれる中、確かな情報を届けたいという思いから動画を作成しました

11月3日(木) 9:00～

秋田県助産師会ホームページ内にて動画配信開始

〈内容〉

- ・授乳の基本
- ・抱っこ、おんぶ、寝かせ方
- ・成長期の対応
- ・哺乳瓶での飲ませ方
- ・搾乳のしかた
- ・オムツの替え方
- ・子育て写真



秋田県助産師会 ホームページ →



担当：秋田県助産師会県北地区

11月3日(木) 9:00～
動画配信予定

2022 秋田県助産師会
いいお産の日
～出産から続く子育て応援～

1 出産子育て写真
2 授乳の基本
3 赤ちゃんを
たくさん抱っこしよう
4 赤ちゃんの
たくさん抱っこしよう オムツ交換のしかた

5 搾乳のしかた
6 哺乳瓶で
授乳する方法
7 子育て写真
8 子育て写真について
9 子育て写真について
10 子育て写真について

妊娠、出産、子育てなどの心配な時
寄り添う存在でありたい。情報があふれ
る中、確かな情報を届けたいという思
いから、動画を作成しました。秋田県
助産師会ホームページからも動画にと
べます。

担当
秋田県助産師会県北地区

(5) 北海道・東北地区研修会実行委員会

2022年度 第1回 北海道・東北地区研修会 実行委員会 議事録		作成年月日	
		2022年 10月 11日	
日時	2022年 10月 08日 (土) 10時 00分 ~12時 00分	作成	承認
場所	遊学館 第一研修室	中川	
出席者	宮野 高橋 堀井 古田 谷口 宮城 成田 細谷 小山田 赤平 川村 中川		
議題	1. 実行委員会の立ち上げ 4. 開催日時 7. 予算 2. 地区研修会要綱の確認 5. 会場候補 8. 申込方法 3. 実行委員 役割分担 6. テーマ 9. 次回会議予定		
1. 実行委員会の立ち上げ：宮野会長より提起 ・教育委員が担う旨、提起。理事会で承認される。			
2. 地区研修会要綱の確認：資料を基に今後の予定を確認			
3. 実行委員 役割分担 *下表に決定			
	実行委員長	川村ひとみ	実行委員
	書記	中川郁子	宮野はるみ 会長 高橋真樹子 副会長
	会計	古田由美子 財務	堀井正美 副会長 成田和佳子 県北
		宮城智恵子 総務	小山田きよみ 県南 猿田了子
*当日役割分担は別途以降、実行委員長 川村氏に進行交代			
4. 開催日時 検討 ・日程検討：プレ+研修会1日の方向となる。 2023年 10月 14日 (土) プレ・15日 (日) 研修会			
5. 会場について ・集客が見込め、キャパシティー (100名程度) を考慮し検討：ミルハスを候補とする←近日中に連絡する方向。 ・開催方法：「来場型」と「オンライン型」で同時開催 (ハイブリッド)。			
6. テーマ ・テーマ (案)、キーワード等を川村実行委員長にメールする (10月末まで)。集約後、テーマ案をバックし検討する。 ・講師 (案) についても希望をメールする (講師は3名程度を想定)。			
7. 予算 ・ブロック研修会基金 140万円 (2022.02.19現在) あり、150万程度。			
8. 申込方法 ・後日検討			
9. 次回会議予定 ・2022/11/19 (土) 10:00~12:00 遊学舎 第4研修室 <テーマ等について討議> ・今後の会議開催について：1回/月を予定。対面およびオンライン (Zoom)			

令和5年度(2023年) 北海道・東北ブロック研修会 予算書(案)			
I. 収入の部			
大項目	中項目	予算額	備考
1. 補助金	(1) 本部補助金	200,000	
	(2) ブロック研修基金	1,400,000	200,000円 × 7年分
2. 学会参加費	(1) 前日プレ懇親会	0	三部会 参加費無料
	(2) 研修参加費	170,000	会員: 3,000円 × 40名 非会員: 5,000円 × 10名
3. 各支部負担金		60,000	10,000円 × 6支部
4. 業者広告料	冊子広告掲載	50,000	10,000円 × 3社 5,000円 × 4社
5. 寄付金		20,000	
収入合計		1,900,000	
II. 支出の部			
1. 会場費	学会会場費	40,000	ミルハス 小ホールA 講師控え室
2. 会議費	準備委員会費	100,000	20,000円 × 5回
3. 運営費	(1) 実行委員会名札	5,000	実行委員20名分
	(2) 実行委員宿泊費	80,000	10,000 × 8名分 宿泊費
	(3) 実行委員交通費	80,000	秋田市10名 県内10名 駐車料金補助
	(4) 実行委員昼食代	30,000	20名 + 講師 飲み物
	(5) 前日プレ関連費	30,000	研修会場費 軽食・飲み物代
	(6) WEB関連費	150,000	Zoom 配信経費
	(7) オンラインサポート	150,000	当日トラブル対応してくれる専門家
4. 印刷製本	(1) 学会誌	100,000	50冊 県内印刷会社
	(2) 封筒	20,000	郵送用封筒
5. 講師料	(1) 講師謝金	310,000	15万 × 1 10万 × 1 5万 × 1 1万 × 1
	(2) 講師旅費	100,000	大分 講師
		100,000	鳥取 講師
		5,000	県内 講師
(3) 本部役員費	0	宿泊費・交通費	
6. 記念品代		40,000	600円 × 50名分
7. 需用費	(1) 消耗品費	30,000	コピー用紙 インク ほか
	(2) 通信費	30,000	学会誌郵送
8. 予備費		500,000	
支出合計		1,900,000	

2022年度 第2回 北海道・東北地区研修会 実行委員会 議事録		作成年月日	
		2022年 11月 19日	
日時	2022年 11月 19日 (土) 10時00分～12時15分	作成	承認
場所	遊学館 第4研修室	中川	
出席者	宮野 高橋 堀井 古田 猿田 川村 成田 小山田 中川 宮城 (欠席)		
議題	1. メインテーマ決定 3. 予算(案)確認 5. 次回会議予定 2. 研修内容検討 4 確認事項		
<p>1. メインテーマおよび今後の計画について：川村実行委員長より</p> <p><input type="checkbox"/> 資料に基づきスケジュール(案)提起・現状報告</p> <p>・会場：ミルハス小ホールA確保済み(10月15日1日借用で20,700円、*延長料金あり)。 小ホールAのすぐ隣に、2つの控室があるため、ほかの部屋の予約はしていない。</p> <p>・スケジュール案に関して：講師の確保を最優先事項とする…年内を目処とする</p> <p><input type="checkbox"/> テーマについて：メールで届いた内容を提示および検討</p> <p>コロナ禍に加えAI時代による、コミュニケーション・対話力の低下を鑑み、“対話で育てる関係”に決定する。</p> <p>2. 研修内容検討：日程 9時受付開始 9時30分 開会～16時閉会</p> <p>午前：会長講演(30分) ・“対話”総論(90分)：講師(候補)佐藤敬子先生(大分) ランチョンセミナー：災害研修(30分) 講師(候補)：須田智美先生(秋田大学)</p> <p>午後：各論①人間関係・愛着形成など(90分) 各論②医療安全：コミュニケーションエラー・トラブル対策(60分)</p> <p><プレ10/14>懇親会・部会：ホテルで会食</p> <p>・・・部会の垣根をなくしテーマ制のワークショップとし、各自で参加したいものに参加</p> <p>3. 予算(案)について：古田(会計)より資料を基に提起 実行員昼食代→”日当”と表記する *お弁当代金で相殺される</p> <p>4. ミルハスへの確認事項</p> <p><input type="checkbox"/> 料金：参加費を聴取する場合、使用料の変更があるのか。</p> <p><input type="checkbox"/> ホール前の展望ブースの使用の可否：業者使用</p> <p><input type="checkbox"/> 小ホールでの飲食の可否</p> <p>5. 次回会議予定</p> <p>・2022/12/17(土)頃：進捗状況をメール配信する(川村)。</p> <p>・2023/01/21(土)10:00～12:00 オンライン(Zoom) ←後日、URL送付いたします(中川)。</p> <p>・2023/02/18(土)10:00～12:00 遊学舎 第○研修室←後日、予約(川村)。</p>			

2022年度 第3回 北海道・東北地区研修会 実行委員会 議事録		作成年月日	
		2022年12月18日	
日時	2022年12月18日(日)	作成	承認
場所	会議 書面開催	川村	
出席者			
議題	1.進捗状況の報告 2.次回会議予定		
<p>1.現在の進捗状況について:川村より</p> <p>■ 講師依頼について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話にて佐藤敬子先生に講師依頼し、承諾いただいた。 ・講演の内容の詳細については、今後メールで調整していく予定。 ・講師料等は次回まで調整予定 <p><講師> <u>佐藤 敬子 先生</u> (一財)生涯学習開発財団 認定コーチ (国家資格)キャリアコンサルタント (社)日本産業カウンセラー協会認定産業カウンセラー 佐藤敬子行政書士事務所</p> <p>■ ミルハスへの確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金:参加費を徴取する場合、使用料の変更があるのか。 →会場使用料 <u>¥37,400</u> : ¥31,000(9時~17時)、¥6,400(8時~9時) ・ホール前の展望ブースの使用の可否:業者使用 →<u>展望ブースは共有スペースであり、使用貸借はしていない</u> 共有スペースとして使用することは可能 ・小ホールでの飲食の可否 →飲食は可能 ・ミルハスへスケジュール案を提出 当日8時より使用は可能ではあるが、会場設営等若干時間がかかるため、 余裕をもったタイムスケジュールを作成してほしいとのこと。 <p>■ 次回の報告・検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランチオンセミナー(災害研修):須田智美先生(秋田大学)へ講師依頼状況の報告 ・佐藤敬子先生への講師料の交渉状況の報告 ・機関誌へのプログラム掲載、チラシ案の検討 <p>2.次回会議予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023/01/21(土)10:00~12:00 オンライン(Zoom)←後日、URL 送付いたします(中川先生より) ・2023/02/18(土)10:00~12:00 遊学舎 第1研修室←(川村予約済) 			

2022年度 第4回 北海道・東北地区研修会 実行委員会 議事録		作成年月日	
		2023年 01月 23日	
日時	2023年01月 21日(土) 10時00分～12時00分	作成	承認
場所	オンライン(ZOOM)	中川	
出席者	宮野 高橋 堀井 古田 宮城 猿田 川村 成田 小山田 中川		
議題	1. 報告事項 2. 機関紙「助産師」への掲載チラシ案の検討		
<p>1. 川村実行委員長より、現状報告</p> <p>・講師:佐藤 敬子先生、内諾済(講師料の交渉は未)。 ランチョンセミナーの須田先生にはこれから依頼する。 ・ミルハスへの確認結果:会場使用料 ¥37,400 : ¥31,000(9時~17時)、¥6,400(8時~9時) ホール前の展望ブースの貸借はしていない。小ホールでの飲食は可。 <ミルハスより>会場設営等若干時間がかかるため、余裕をもったタイムスケジュールを作成してほしいと。</p> <p>2. 機関誌へのプログラム掲載、チラシ案の検討</p> <p>宮野会長より、地区研修会の前日に北海道東北の代表者会議を開催することとなった。三部会の前に開催する。代表者会議のチラシには不要。代表者のみに通知する。 <input type="checkbox"/>代表者会議:16時~18時 <input type="checkbox"/>三部会交流会・ワークショップ:18時30分~20時30分 *食事に関しては、今春から新型コロナウイルス感染症の5類への見直し予定であり先見えないがため、保留。 ☆プレを開催するホテル手配:宮野会長 駅前周辺で、30人程度の会場を確保(*プレは、別途会費徴収)。</p> <p>■講師(各論2名)について</p> <p>①対話が人間関係に及ぼす影響…鳥取大学特命助教 角南直美先生に交渉する。 ②医療安全…県立衛生看護学院・研修班に伺い検討。</p> <p>■講師料について</p> <p>佐藤先生:<15万/90分>+旅費実費負担 他2名 :<10万/60分>+旅費実費負担 県内の助産師会会員が講師の場合、1万円 +交通費実費</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>講演の順番は講師の都合を考慮し決定。 来県 or オンライン(リアルタイム)での講演</p> </div> <p>■会場設営:当日(10/15)8時から9時30分で設営 <小ホールA>する 作業人員の確保を要する。</p> <p>■今後の予定</p> <p>・チラシ案:川村実行委員長作成。後日メール配信予定。 ・前泊する県内会員の把握:県北・県南地区(ホテル確保しにくい状況にある) ・Zoom 対応業者(秋田県助産師会ホームページを担当している業者に伺う):宮野会長</p> <p><次回会議予定></p> <p>・2023/02/18(土)10:00~12:00 遊学舎 第1研修室</p>			

2022年度 第5回 北海道・東北地区研修会 実行委員会 議事録		作成年月日	
		2023年02月18日	
日時	2023年02月18日(土) 10時00分～12時00分	作成	承認
場所	遊学舎 第1研修室	中川	
出席者	高橋 堀井 古田 宮城 猿田 川村 成田 小山田 中川 宮野 (別会議のため欠席)		
議題	機関紙「助産師」への掲載チラシ案の検討		
<p>1. 川村実行委員長より、講師について資料に基づき報告(提起)</p> <p><input type="checkbox"/> 角南先生に連絡済：日程について確認中(返事待ち)。 お引き受けしていただけなかった場合、杉本先生(慶応義塾大学)に依頼する方向。</p> <p><input type="checkbox"/> 医療安全の講師の候補：成田先生(秋田厚生医療センター看護副部長) お引き受けしていただけなかった場合、安井先生(ベリタス病院)に依頼する方向。</p> <p>2. チラシ案について検討：川村実行委員長より資料提示</p> <p><input type="checkbox"/> 各講演のテーマについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演1(佐藤敬子先生)：「いまさら聞けない対話の基本」 ・ 講演2(ランチョンセミナー須田先生)： 「災害時の母子支援」～災害弱者である母子を支えるために～ ・ 講演3(角南先生<仮>)：「対話のスキルアップ」 具体例を織り交ぜ、対象理解と方法論についての講話 ・ 講演4(成田先生<仮>)：「医療安全における対話」～コミュニケーションエラーが引き起こすトラブル・トラブルが起こった際の対応について～ <p><input type="checkbox"/> 三部会について<宮野会長からの資料を基に検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 場所：にぎわい交流館 AU アート工房を借りる(予約開始日：4月14日)。 ・ 時間 14:00～16:00 代表者会議(茶菓付き) 16:15～18:15 三部会交流会：参加費無料 *所属の部会に関わらず参加可。 18:30～20:00 食事会(希望者のみ)：「光琳」にて ・ 内容 助産所部会：産後ケア , 保健指導部会：母乳支援 , 勤務助産師部会：家族ケア <p>*レイアウト・画像変更し、メール配信予定(川村実行委員長)。</p> <p>3. その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の会費：1,000円とする ・ 記念品について：500円程度でレトルト食品や乾麺などとする。 *資料と共にレターパックで送れるものとする。 ・ Tシャツ不要⇒ネーム ・ 協力員の確保：実行委員合わせて20人程度。今後、各地区から選出する(ホテルを8室確保予定)。 ・ Zoom対応業者については、後日決定。 <p><次回会議予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2023/03/25(土) 理事会終了後、引き続き開催する。 ・ 2023/04/22(土) 10:00～12:00 			

2022年度 第6回北海道・東北地区研修会 実行委員会 議事録		作成年月日																					
		2023年 03月 26日																					
日時	2023年03月 25日(土) 10時30分～12時00分	作成	承認																				
場所	遊学舎 第4研修室	中川																					
出席者	宮野 高橋 古田 宮城 猿田 川村 成田 小山田 中川 堀井(欠席)																						
<p>1. 川村実行委員長より、進捗報告 <講師メモ参照></p> <p>①角南なおみ先生および、成田雪美先生の所属先は未定。</p> <p>②成田雪美先生からの申出により、講師料再検討;当初予定額の半額 50,000 円とする。</p> <p>③機関紙「助産師」への掲載内容について;承認。</p> <p>2. 開催方法・日程について</p> <p><input type="checkbox"/> 日程を以下のように変更とする(会長講演が、60分間事前録画となったため)。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td></td> <td>15:30~</td> <td>16:15~18:15</td> <td>18:30~</td> <td>20:00</td> </tr> <tr> <td>10/14 (土)</td> <td>受付</td> <td>三部会交流会</td> <td>懇親会 ↑ 交流会</td> <td>閉会</td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 次回開催県の告知を含む </div>					15:30~	16:15~18:15	18:30~	20:00	10/14 (土)	受付	三部会交流会	懇親会 ↑ 交流会	閉会										
	15:30~	16:15~18:15	18:30~	20:00																			
10/14 (土)	受付	三部会交流会	懇親会 ↑ 交流会	閉会																			
日時	9:30~	10:00	10:10~11:40	11:40~12:40	12:40~13:30	13:40~14:40	14:50~15:50	16:00															
10/15 (日)	受付	開会式	いまさら聞けない対話の基本 講師:佐藤敬子氏 ナラティブコミュニケーション 教育研究所 所長	会長講演 (VTR)	災害時の母子支援 講師:須田智美氏 秋田大学 助教	対話のスキルアップ 講師:角南なおみ氏 公認心理師	医療安全における対話 講師:成田雪美氏 医療メディエーター	閉会式															
<p><input type="checkbox"/> 開催方法について再検討;</p> <p>ハイブリッド開催の方向としていたが、メインテーマが”対話“であること、</p> <p><input type="checkbox"/> 会長講演は、録画、オンラインサポートの金額も高額であることを考慮し、 現地での開催のみとする。*各講演は、録画する。</p> <p>3. 役割分担について *当日の担当(協力)者は別途</p> <table border="1" style="width:100%;"> <thead> <tr> <th>係</th> <th>担当</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講師依頼 マニュアル等</td> <td>川村実行委員長</td> <td>講師との連絡調整・当日マニュアル・会場との打ち合わせ</td> </tr> <tr> <td>会計・記念品等</td> <td>古田・宮城</td> <td>助成金・収支報告・参加者とりまとめ・弁当等</td> </tr> <tr> <td>三部会・交流会</td> <td>高橋・赤平</td> <td>AU申し込み等</td> </tr> <tr> <td>抄録・印刷業者</td> <td>宮野・中川</td> <td>広告掲載希望業者についても含む</td> </tr> </tbody> </table> <p>*参加申し込みは、本部の研修会システムを活用する。</p> <p>4. 予算について</p> <p><input type="checkbox"/> 予備費にて、プロジェクターの購入を検討する。</p> <p><次回会議予定></p> <p>・2023/04/22(土) 10:00~12:00 遊学舎 大広間 全体の流れの確認・当日マニュアルの提起</p>									係	担当	内容	講師依頼 マニュアル等	川村実行委員長	講師との連絡調整・当日マニュアル・会場との打ち合わせ	会計・記念品等	古田・宮城	助成金・収支報告・参加者とりまとめ・弁当等	三部会・交流会	高橋・赤平	AU申し込み等	抄録・印刷業者	宮野・中川	広告掲載希望業者についても含む
係	担当	内容																					
講師依頼 マニュアル等	川村実行委員長	講師との連絡調整・当日マニュアル・会場との打ち合わせ																					
会計・記念品等	古田・宮城	助成金・収支報告・参加者とりまとめ・弁当等																					
三部会・交流会	高橋・赤平	AU申し込み等																					
抄録・印刷業者	宮野・中川	広告掲載希望業者についても含む																					

第7回 北海道・東北地区研修会 実行委員会 議事録		作成年月日	
		2023年 04月 22日	
日時	2023年04月 22日(土) 10時 00分 ~10時45分	作成	承認
場所	遊学舎 研修室4 およびオンライン(Zoom) *ハイブリッド開催	中川	
出席者	現地参加;古田 猿田 宮城 中川 オンライン; 高橋 堀井 成田 小山田 川村(欠席)・宮野(別会議にて欠席)		
<p>1. 猿田監事・古田会計より、進捗報告</p> <p><input type="checkbox"/>ミルハスより利用許可書届き、進行台本が、出来次第、打ち合わせ予定</p> <p><input type="checkbox"/>10月14日(土)の会場予約完了。 “なかいち”アート工房先約あり、研修室1(13~21時)・研修室2(13~17時)を借用。</p> <p>① 飲食可能とのこと。</p> <p>② 研修室1:交流会研修室2:代表者会議 の予定。</p> <p>③ プロジェクターについて、前回会議で購入の方向であったが、「なかいち」での借用費が60円とのこと、購入は見送る。</p> <p>④ お土産について:稲庭うどん600円(税込み)を採用予定。</p> <p>⑤ 研修会チラシ完成し、機関紙「助産師」5月号に同梱され、郵送される。</p> <p>2. 検討事項</p> <p>交流会の場所について:“なかいち”内の「光琳」に移動せず、研修室でそのまま開催。</p> <p><input type="checkbox"/>お弁当は、「せきや」or「牛玄亭」・・・古田担当</p> <p><input type="checkbox"/>研修室2を研修室1同様、21時まで借用に変更 プロジェクターおよびマイクを引き続き借用する。</p> <p><input type="checkbox"/>協力員(中央地区:5名)の確保について:中央地区 Line で募る。*Line 展開すみ:3名確保</p> <p><次回会議(対面)予定></p> <p>・2023/05/20(土)10:00~12:00 遊学舎 研修室4 議題;運営マニュアルの提起予定。 *小山田=勤務の都合上欠席予定。(旅費申請書は次回もしくは、6月総会時に渡す。)</p>			

8) 令和4年度(2022) 関係団体との活動状況

2022年度 関係団体との活動状況			
会議名	月日	時間	役員
秋田県小児保健会 理事会 秋田県小児保健会 総会	2022年06月07日 2022年10月15日	18:30~19:30 13:00~17:00	宮野はるみ
秋田市男女共生推進会議	2022年05月27日 2022年08月02日 2022年11月10日	15:00~16:30 13:30~15:00 13:30~15:00	高橋真樹子
秋田県健康づくり審議会 母子保健分科会	2023年03月16日	18:30~20:00	宮野はるみ
秋田市社会福祉審議会	2022年05月24日	9:30~11:00	宮野はるみ
秋田市社会福祉審議会 児童専門部会 秋田市子ども・子育て会議	2022年07月12日	14:00~15:30	宮野はるみ
秋田市要保護児童対策地域協議会 実務者会議	① 2022年05月18日 ② 2022年08月10日 ③ 2023年01月25日	14:00~16:00 ① オンライン ② オンライン ③ アルベ	佐藤 由紀
秋田市要保護児童対策地域協議会 代表者会議	2022年05月26日	14:00~15:00	高橋真樹子
秋田県医療事故調査等 支援団体 連絡協議会	①2022年12月7日 ②2023年02月18日 ③2023年03月18日	①18:30~19:30 ②13:30~16:00 実務者セミナー ③13:00~16:00 統括者セミナー	宮野はるみ
秋田母乳育児を支える会 オンライン会議	2022年05月26日 2022年08月30日 2022年09月20日 2022年10月21日 2022年11月18日 2022年12月11日 2023年01月25日 2023年02月22日 2023年03月 日	17:30~18:30 17:30~18:30 17:30~18:30 17:30~18:30 17:30~18:30 17:30~18:30 午前中 遊学舎 17:30~18:30 17:30~18:30 17:30~18:30	古田由美子

2. 会員の動向

		前年度末 会員数	年度末 会員数	新規	転入	転出	退会	物故
平成17年度	2005年度	74	70	2	0	0	5	1
18年度	2006年度	70	75	8	0	0	3	0
19年度	2007年度	75	79	4	3	0	3	0
20年度	2008年度	79	73	3	0	0	8	1
21年度	2009年度	73	68	2	0	1	6	0
22年度	2010年度	68	70	6	0	0	4	0
23年度	2011年度	70	68	4	1	0	5	2
24年度	2012年度	68	78	11	0	0	1	0
25年度	2013年度	78	78	2	0	0	2	0
26年度	2014年度	78	80	8	0	1	5	0
27年度	2015年度	80	81	3	0	0	2	0
28年度	2016年度	81	78	2	1	2	4	0
29年度	2017年度	78	79	6	0	2	3	0
30年度	2018年度	79	81	7	0	0	5	1
令和元年度	2019年度	81	83	2	2	0	2	0
令和2年度	2020年度	83	85	3	1	0	1	1
令和3年度	2021年度	85	88	5	2	0	3	0
令和4年度	2022年度	88	83	2	0	0	5	0
令和5年度	2023年度	83		2	0	0	0	0
地区別 内訳		2023.4.1 現在						
県北地区：14名		中央地区：38名			県南地区：31名			
所属部会 内訳		2021.6.19 現在						
保健指導部会：13名		勤務助産師部会：70名			助産所部会：0名			
		<p>年代別</p> <p>20代5% 30代17% 40代36% 50代23% 60代17% 70代2%</p>						
表彰者								
令和4年度(2022) 家族計画会長 表彰		菅野れつ子						
令和4年度(2022) 秋田県看護 功労賞		小山田きよみ 佐藤弘子						
令和4年度(2022) 日本助産師会 会長表彰		五代儀明美						
令和4年度(2022) 母子保健家族計画事業功労者表彰(厚生労働大臣表彰)		古田由美子						

各表彰の基準

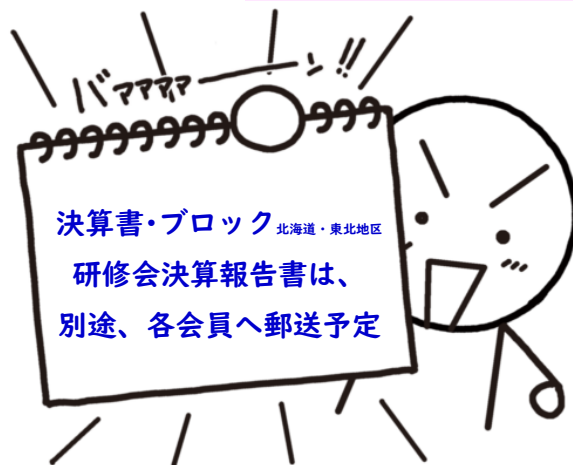
表彰関係一覧		日本助産師会 入会10年以上	
	表彰名	基準	授与先
1	日本助産師会 会長表彰	助産師業務 30 年以上 本会員 10 年以上	日本助産師会
2	日本助産師会 永年活動 感謝状	会員で 77 歳に達したもの	日本助産師会
3	環境・保健事業功労者 表彰	年齢 50 歳以上 引き続き 20 年以上業務に就いている。	秋田県知事
4	秋田県文化功労者表彰	保健衛生の文化の向上発展に卓越した功績 個人 10 万円 これまで受賞者は 80 代以上が多い	秋田県知事
5	日本家族計画協会 会長表	満 50 歳以上で原則として母子保健事業又は家族計画事業に 20 年以上従事し、現に携わっている著しく功績のあった者	家族計画協会
6	社団法人 母子保健 推進会議 会長表彰	年齢関係なし	会長
7	母子保健 家族計画事業 功労者	年齢 50 歳以上 母子保健事業に 20 年以上で現在も従事	厚生労働省 (雇用均等・児童家庭局)
8	産科医療 功労者	20 年以上、産科医療に従事 主たる業務が、母子保健家族計画功労に該当大臣表彰の対象者は除く	厚生労働省 (医政局)
9	医療 功労者 (推薦者に県医療功労賞)	困難な環境下で働いている医療関係者 専門的医療施設で献身的な取り組み 安心して暮らせる活動 50 歳以上 15 年以上従事し現在も継続	厚生労働大臣
10	母子保健 奨励賞	55 歳未満 母子保健事業に 5 年以上従事し、地域に密着した活動で著しい功績をあげていて、今後も活躍が期待出来る個人	母子保健 功労顕彰会 財団法人 日本母子衛生 助成会
11	優良助産師 表彰	50 歳以上 20 年以上の就業(臨床または教育) 都道府県 知事表彰 または日本助産師会 会長表彰受章 済み	厚生労働省 大臣
12	叙勲 一類	70 歳以上 開業助産師 40 年以上の分娩介助の実績があり、助産師会の役員歴を有すること 知事表彰・厚生表彰を受けたもの	国
13	黄綬褒章	55 歳以上 自営 30 年以上 40 年未満。 知事表彰・厚生表彰を受けたもの	国

表彰候補者の選出について

- ① 毎年、各地区から理事会への推薦
- ② 各地区からの推薦候補者の会員歴、助産師会活動へ貢献(役員経験、事業への協力)等により、理事会で推薦者を決定

審議事項

3. 令和4年度(2022年度) 決算報告および会計監査 報告



一般社団法人 秋田県助産師会 会長様
会員各位様

会計監査報告

一般社団法人秋田県助産師会の会計監査を次のとおり実施しましたのでその結果を報告します。

1. 監査施行日

令和 5 年 4 月 22 日 (土)

2. 監査結果

帳簿ならびに関係書類の閲覧など、必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確を検討いたしました。

監査の結果、一般会計の収支決算は、現金・預金ともに相違ありませんでした。関係書類も正確に整理されておりました。

一般社団法人 秋田県助産師会

監事

赤子敏子



監事

猿田了子



4. 令和5年度(2023年度) 事業計画

1. 本部 第95回 通常総会・助産師学会 (総会一般参加は、オンラインストリーミング配信予定)

🌸 日 時：2023年5月27日(金)

🌸 北海道・東北 2023年4年10月16日(土)～17日(日) オンライン予定

2. 研修事業 (ZOOM 利用しての研修会の開催)

1) 研修会の開催予定

2) いいお産の日 記念事業 (第6回)

日 時：令和5年(2023年)11月未定

場 所：中央 内 容：未定

3. 会議の開催 (オンライン会議)

🌸 一般社団法人 秋田県助産師会 通常総会 (令和5年6月10日)

🌸 理事会 3回/年 (6月、12月、3月)

🌸 役員会 必要時

🌸 3地区総会

4. 組織強化

🌸 非会員も含めた研修会開催・宣伝活動による秋田県助産師会の PR
組織率 30% を目指す = 目標会員数 97名 現在より 14名増加 目指す

🌸 秋田県助産師会ホームページを活用しての会員への情報提供の促進

5. その他

🌸 各市町村の産後ケア事業

5. 令和5年度(2023年度) 予算



6. その他

📌 2023年度 役員改選の結果報告

秋田県助産師会は、定款「第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。」に基づき理事の改選を行います。

改選に該当する理事は、会長、副会長、財務担当、総務担当、監事です。

2023年6月10日(土)の通常総会で選任し、2023年度から新理事として活動をお願いすることになります。皆様方には、理事に立候補または推薦をお願いしたところですが、会長が責任をもって執り行いますので、ご協力よろしくお願いたします。選挙の結果は、総会でご報告いたします。

以下、改選役員

役員名	2022年度（現役員）	2023年度
会長	宮野はるみ	
副会長	高橋真樹子	
副会長	堀井 雅美	
財務担当	古田由美子	
総務担当	宮城智恵子	
	谷口久美子	
監事	猿田 了子	
監事	赤平 敏子	

① **5月10日**まで、立候補・推薦候補者を会長 宮野にお知らせ下さい。

連絡先：中通総合病院 看護部 宮野はるみ

☎ **018-833-1122**

✉ **miyano_harumi_3946@yahoo.co.jp**

② ①の結果を持って、5月10日以降、紙面選挙として投票用紙を送付しますのでよろしくお願いたします。

一般社団法人 秋田県助産師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人秋田県助産師会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を秋田市茨島二丁目3番52号に置く。

2. 当法人は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、助産師の業務倫理の向上を図ると共に専門的実践の研究に努め、あわせて母子保健に関する知識の普及並びに家族保健及び女性の一生における性と生殖をめぐる健康の改善に関する事業を行い、もって地域の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 母子保健の普及指導に関する事業
- (2) 助産業務の振興に関する事業
- (3) 助産師育成に関する事業
- (4) 母子保健及びリプロダクティブヘルツ／ライツに関する事業
- (5) 助産所経営の改善に関する事業
- (6) 会員相互扶助に関する事業
- (7) その他これら各号記載の事業に付帯、関連する事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した助産師の免許を有する個人。
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛同した助産師以外の個人及び団体・企業。

(入退会)

第7条 当法人に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。当法人を退会する場合もやむを得ない事由がある場合を除いて、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第8条 会員は、社員総会の議決を経て会長が細則に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 助産師免許を取り消されたとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 当法人が解散し、又は破産したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、出席した代議員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(種別、招集等)

第12条 当法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2. 通常社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
3. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の10分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第21条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
4. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催30日前までに公表し、会員に通知しなければならない。

(権能)

第13条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更に関する事項
- (7) 当法人の解散に関する事項
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(議長)

第14条 社員総会に議長団を置く。

2. 議長団は3名以内とし、社員総会前の理事会で正会員の中から選出する。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席で、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第17条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名を副会長とする。

3. 理事のうち、1名を総務担当理事、1名を財務担当理事とする

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会において会員の中から選任する。

2. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

3. 会長、副会長、総務担当理事、財務担当理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(職務)

第21条 会長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 総務担当理事は当法人の庶務をつかさどる。

4. 財務担当理事は当法人の会計をつかさどる。

5. 理事は理事会を構成し、定款及び社員総会の決議に基づき当法人の業務を執行する。

6. 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、社員総会又は理事会の招集を請求し、又は第3章又は第5章の定めにかかわらず、社員総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、理事は、同一職に引き続き就任する時は、最初の選任から6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会終結の時を超えて就任することができない。
3. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
4. 前項の規定にかかわらず、監事は、同一職に引き続き就任する時は、最初の選任から8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会終結の時を超えて就任することができない。
5. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
6. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第23条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、出席した代議員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第24条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員には費用を支弁することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が報酬規定に定める。

(顧問)

第25条 会長の諮問に応ずるため当法人に顧問を5名以内置くことができる。

2. 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 顧問は、無給とする。

(役員の実任免除)

第26条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

2. 前項の規定に関わらず、当該理事、監事が善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事、監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当法人は同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事、監事(理事、監事であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 理事会規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長その他の業務執行理事の選定及び解職

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第26条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

4. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。ただし前条第4項により理事が招集する場合を除く。

(議長)

第31条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の管理)

第36条 当法人の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常社員総会に報告しなければならない。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第3号、第4号、第6号の書類については、社員総会への報告に代えて、社員総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上の出席で、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2. 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第40条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上の出席で、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

第42条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、理事会が選任する。

3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の成立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第44条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	猿 田	了 子
設立時理事	高 橋	真樹子
設立時理事	古 田	由美子
設立時理事	貝 田	佐恵子
設立時代表理事	猿 田	了 子
設立時監事	篠 田	玲 子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所

氏名 猿 田 了 子

2 住所

氏名 高 橋 真樹子

3 住所

氏名 古 田 由美子

4 住所

氏名 貝 田 佐恵子

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人秋田県助産師会 設立に際し、設立時社員の定款作成代理人である司法書士菊地喜久雄は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成23年7月22日

住所

設立時社員 猿 田 了 子

住所

設立時社員 高 橋 真樹子

住所

設立時社員 古 田 由美子

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士 菊 地 喜久雄

一般社団法人 秋田県助産師会 細則

第1章 総則

第1条 定款第2条第2項に定める従たる事務所は会長宅にし、公にする。

第2章 組織

第2条 本会は次の3地区で組織される。

(1) 県北地区 (2) 中央地区 (3) 県南地区

2 各地区に地区長を置き、地区の運営に当たる。

第3章 会費

第3条 本会正会員は年間5,000円の会費を納める。

2 会費の納入方法は、公益社団法人日本助産師会で定めたとおりとする。

第4章 理事会

第4条 定款第19条に定める役員その他、各地区長を理事として選出し、~~総会~~理事会で承認を得る。

第5条 通常理事会は年3回とする。

第5章 委員会

第6条 本会事業の円滑な運営のため次の委員会を置く。

(1) 子育て女性健康支援センター運営委員会

(2) 専門部会委員会

(3) 安全対策委員会

(4) 国際助産師の日記念事業実行委員会

(5) 北海道・東北ブロック研修会実行委員会

(6) 教育委員会

2 各委員会は運営上の問題を審議し、会長に助言する。

3 各委員会は規程に沿って運営し、理事会に報告する。

施行期日

平成23年5月15日

改訂日

令和4年(2023年)3月25日

教育委員会 規程

(目的)
第1条 会員の実践能力、資質の向上をねらいとし、研修の企画・運営を行う事を目的とする。

(事業)
第2条 教育継続ポイントに該当する研修の年間計画を立案し、実施、運営をする。
2 年度末に次年度研修計画を公益法人日本助産師会に申請する。

(事業費)
第3条 事業費は一般会計から支出する。

(委員会の構成・定数)
第4条 会長の委嘱により、3名以上で構成する。

(委員長の選出・任期)
第5条 委員の中から委員長を選出し、理事会の承認を得る。
2 委員長の任期は2年とし、再選を妨げない。また、理事兼任も妨げない。

(委員会の開催)
第6条 委員長が必要と認めた場合に委員会を開催する。

(報告)
第7条 委員長は研修計画内容その他活動内容を理事会に報告しなければならない。

施行期日 2022年4月1日
附則 2009年7月12日 改正
2022年3月12日 改正

いいお産の日 実行委員会 規程

(目的)
第1条 「いいお産の日」の行事を行うことを目的とする。

(事業)
第2条 「いいお産の日」の行事の企画・運営をする。
2 実行委員長は、県北地区・中央地区・県南地区の担当地区が輪番制で行う。

(事業費)
第3条 事業費は、一般会計から支出する。

(委員の構成・定数)
第4条 委員は、各地区からの推薦で会長の委嘱により、数名で構成する。

(委員長の選出・任期)
第5条 委員の中から委員長を選出し、理事会の承認を得る。
2 委員の任期は、1年とし、行事終了後までとする。
3 委員の交代は、担当地区から次年度の担当地区へ行う。

(委員会の開催)
第6条 委員長が必要と認めた場合に委員会を開催する。

(報告)
第7条 委員長は、庶務報告、その他の活動内容を理事会に報告しなければならない。

施行期日 2022年4月1日
附則 2006年4月16日 改正
2022年3月12日 改正

安全対策委員会 規程

(目的)
第1条 会員の助産師としての業務が安全に施行されるように、公益法人 日本助産師会 安全対策委員会の事業と連携することを目的とする。

(事業)
第2条 助産業務を施行するうえでの安全に関する教育事業を行う。

(事業費)
第3条 事業費は、一般会計から支出する。

(委員会の構成・定数)
第4条 各専門部会（保健指導・勤務）と各1名ずつ、計2名と理事1名を合わせて、3名とする。うち1名を委員長とする。

(委員長の選出・任期)
第5条 委員の中から委員長を選出し、理事会の承認を得る。
委員長の任期は2年とし、再選を妨げないが最長6年とする。

(委員会の開催)
第6条 委員長が、必要と認めた場合に委員会を開催する。

(報告)
第7条 委員長は、庶務報告その他、活動内容を理事会に報告しなければならない。

施行期日 2022年4月1日
附則 2006年4月16日 改正
2022年3月12日 改正

一般社団法人 秋田県助産師会

災害対策委員会 規程

(目的)
第1条 平素より災害に備え、県災害対策マニュアルにそって、公益社団法人 日本助産師会 災害対策委員会の事業と連携することを目的とする。

(事業)
第2条 災害時の対策について、確認・見直しを行う。
災害に関する研修会を企画・開催し、災害に関する啓発活動を行う。

(事業費)
第3条 事業費は、一般会計から支出する。

(委員会の構成・定数)
第4条 各地区会から1名ずつ、計3名と会長・理事を合わせて、計5名から構成する。うち1名を委員長とする。

(委員長の選出・任期)
第5条 委員の中から委員長を選出し、理事会の承認を得る。
委員長の任期は、2年とし、再選を妨げないが、最長3期(6年)する。

(委員会の開催)
第6条 委員長が、必要と認めた場合に委員会を開催する。

(報告)
第7条 委員長は、庶務報告、その他活動内容を理事会に報告しなければならない。

施行期日 2022年4月1日

子育て女性健康支援センター 運営委員会 規程	
(名称)	
第1条	一般社団法人 秋田県助産師会「子育て女性健康支援センター」とし、拠点を「母と子の助産師ステーション」に置く。
(目的)	
第2条	子育て支援、女性のライフサイクル一般への支援、青少年育成のために地域社会に貢献することを目的とする。
(事業)	
第3条	前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 1 「母と子の助産師ステーション」の無料電話相談・来所相談・訪問相談 2 「いのちの大切さ」出前講座の講師派遣 3 関連団体からの依頼事業に関すること 4 その他目的達成のために必要なこと 5 研修会
(委員会の構成)	
第4条	一般社団法人 秋田県助産師会 会員で、子育て女性健康支援センターの活動に自発的に参加する意志を持って登録した会員で構成する。
(役員の種類及び定数)	
第5条	次の役員を置く。 (1) 代表 1名 (2) 副代表 1名 (3) 地区代表 3名 (東北・中央・県南) (4) 会計 3名 (東北・中央・県南) (5) 庶務 1名
(役員の選出・任期)	
第6条	代表は、一般社団法人 秋田県助産師会 会長とする。 2 副代表は、一般社団法人 秋田県助産師会 副会長とする。 3 地区代表は地区長とする。その他の役員は委員会の互選とし理事会の承認を得る。 4 同一役員の任期は2年とし、再選を妨げない。
(職務)	
第9条	代表は本委員会を総括する。 2 副代表は 本委員会の運営をつかさどる。 3 地区代表は 各地区の活動を代表し、運営をつかさどる。 4 会計は 本委員会の会計をつかさどる。 5 庶務は 本委員会の運営に関わる庶務及び活動報告書等の記録物の作成を担当する。
(会議)	
第10条	会議を年1回以上開催する。
(報告)	
第11条	本委員会の活動内容は理事会に報告しなければならない。
施行期日	2022年4月1日
附則	2006年4月16日 改正 2011年5月15日 改正 2022年3月12日 改正

北海道・東北地区研修会 実行委員会 規程	
(目的)	
第1条	北海道・東北地区研修会が、円滑に実施できることを目的とする。
(事業)	
第2条	北海道・東北地区研修会の企画および運営をする。
(事業費)	
第3条	事業費は、一般会計から支出する。
(委員会の構成・定数)	
第4条	理事のうち会長、副会長2名、財務担当理事、他理事から2名の計6名で構成する。 2 実行委員長1名、会計1名、書記1名を置く。
(実行委員長の選出・任期)	
第5条	会長を除く委員の中から選出し、理事会の承認を得る。 2 任期は、北海道・東北地区研修会開催年の2年前から当該年の3年間とする。
(委員会の開催)	
第6条	実行委員長が、必要と認めた場合に委員会を開催する。
(報告)	
第7条	実行委員長は、庶務報告その他活動内容を理事会に報告しなければならない。
施行期日	2022年4月1日
附則	2006年4月16日 改正 2022年3月12日 改正

(社) 秋田県助産師会 交通費など支給規定	
【理事会】【各種委員会】	
★ 会議開催会場と自宅との距離が、片道5km以上30円/km(ガソリン価格で変動) 支給	
★ 交通費支給対象者は、会議開催1週間前までに所定の書類(別紙1)を提出	
★ 高速料金は、利用明細書もしくは、領収書の提出があれば支給	
【研修】	
★ 外部講師に支給する交通費は、実費での支給 車を使用された場合は、JRの料金を参考にして算出して支給	
★ 講師料については、講師と相談して決定する。	
★ 会員が講師を担当する場合、1研修(90分以内)5,000円に設定 交通費は、実費支給	
★ 資料や会場などの経費は、助産師会がすべて負担	
【いいお産の日イベント】	
★ 会議やイベント当日の交通費	
★ 会議開催会場と自宅の距離が、片道5km以上30円/km(ガソリン価格で変動) 支給	
★ 地区内での会議なので 高速料金は支給しない	
★ イベント手伝い日当1,000円	
(社) 秋田県助産師会 産後ケア・電話相談担当料など支払いに関する規定	
【産後ケア】	
★ 助産師会のゆうちょ銀行の口座の振り込みを確認してから支払う (直接支払い) 振込額をそのまま支払う (口座振込の場合) 振込額から振込手数料を引いた額を振り込む	
例: ゆうちょ銀行の場合5,900円が振り込まれます。(6,000円-100円手数料) 他銀行の場合5,780円が振り込まれます。(6,000円-220円手数料)	
【電話相談担当料】	
★ ボランティアの日当て担当して頂いているので、振込手数料は助産師会が負担	
★ 領収書にサインをして会計まで郵送もしくは、その場で記入して頂く	
★ 勤務助産師の方は、20万円を超える場合は、確定申告が必要	
★ 支払調書が必要な方は、書類提出期限の2週間前までに会計までご連絡する	

(別紙1) 理事会・会議など交通費 請求書

氏名		電話番号	
住所	〒		
E-mail			
自宅~会場	地図を添付		
距離	km (小数点以下切捨て)	交通費	円

(別紙2) 産後ケア・電話当番など担当料 振込先

氏名		電話番号	
住所	〒		
E-mail			

振込口座確認書

▼金融機関	
金融機関名	
支店名	
預金種類	
口座番号	
口座名義(カナ)	

▼ゆうちょ銀行

店番	
口座番号	
口座名義(カナ)	